

令和6年度（2024年度）版

し ん ろ て び

進路の手引き



イラスト 平良春花（54期生）

おきなわけんりつおおひらとくべつし え ん が っ こ う
沖縄県立大平特別支援学校

し ん ろ し ど う ぶ
進路指導部

目次

1 大平特別支援学校の進路指導	1	ページ
(1) 教育目標達成の基本方針	1	
(2) 進路指導の基本的な考え方	1	
(3) 進路指導の基本方針	1	
(4) 各学部のキャリア教育の重点	2	
(5) 進路指導年間計画	2	
2 高等部の進路指導	3	ページ
(1) 高等部 年間活動計画(各学年)	3	
(2) 昨年度(令和5年度)の卒業生の進路状況	4	
(3) 過去3年間の卒業生の進路状況	4	
(4) 就業体験実習について	5	
(5) 令和5年度就業体験実習先	6	～8
3 大平特別支援学校のキャリア教育と進路決定	9	ページ
(1) ライフステージを考えよう	9	
(2) 社会人になるまでの流れ 小学部入学前～高等部	10	
(3) 社会人になるまでの流れ 高等部～卒業	11	
(4) 卒業後の進路選び① ～あなたの進路はどのタイプ?～	12	
(5) 卒業後の進路選び② ～あなたの進路はどのタイプ?～	13	
4 卒業後の進路	14	ページ
(1) 卒業後の進路先	14	
(2) 卒業後の進路について【福祉就労】	15	
① 福祉就労とは?	15	
② 福祉サービス申請から利用までの流れ	16	
③ 在学中の就労アセスメントについて	17	
④ 障害福祉サービスの内容	18	
⑤ 障害支援区分と利用可能な介護給付との関係	19	
⑥ 福祉サービスを利用するにあたっての利用費	19	
⑦ 地域活動支援センター	20	
⑧ 相談支援事業所	21	22
(3) 卒業後の進路について【一般就労】	23	
① 一般就労とは	23	
② 就職するための基礎的条件	23	
★ 参考資料 就労支援のための訓練生用チェックリスト	24	
③ 一般就労の流れ	25	
④ 就職するための支援機関	26	
⑤ 職業訓練	27	
⑥ 障害者雇用を支援する主な制度と事業	28	～ 31
5 療育手帳について	32	ページ
6 各種制度・割引について	33	34ページ
7 在学中に使える福祉サービス	35	36ページ
★ 資料1 関係機関 ★ 資料2 福祉サービス事業所一覧		

1 大平特別支援学校の進路指導

特別支援学校の教育目標は、将来の自立、社会参加にあります。「社会参加」は高等部に入学してから考えるわけではありません。小学部（小学校）、中学部（中学校）、そして、高等部を経て、社会へとつながっていきます。子どもたちの将来の進路について考え取り組むのに「まだ早すぎる」ということはありません。

この『進路の手引き』は、高等部卒業間近になって進路を考えるのではなく、できるだけ早い時期から卒業後のことを考えていただきたいと思います。作成しました。

進路指導とは、児童生徒一人一人が高等部卒業後の生活を豊かに、そして社会に積極的に参加してほしいという願いを達成させていくために、児童生徒自らが進路を選択し決定できる力や、自分の生きがいを見つけ、深くかかわろうとする意欲を育てる指導です。これらの指導は、学校の教育活動全体を通し計画的、組織的に展開されていきます。

児童生徒一人一人が豊かな生活を送れるよう、進路指導に関する各種手帳や障害者総合支援法に関する内容、卒業後の福祉サービス利用、企業就職に向けての支援機関等の資料をまとめました。本人、保護者、教師の皆様でご活用ください。



（１）教育目標達成の基本方針

児童生徒一人一人の障害の状態及び発達段階、特性等を十分に考慮し、キャリア教育の視点を踏まえて関係機関との連携を密にした職業教育や進路指導を行い、可能な限り職業自立を目指す。

（２）進路指導の基本的な考え方

- ① 進路指導とは、一人一人の生徒が自己を理解し、将来の進むべき道を自ら選択・決定できる能力を育てる。
- ② 進路指導は単なる就職・進学の手引きではなく、生涯にわたっての社会自立、職業自立を目指す意欲、態度、能力を身に付ける指導であり、将来の適切な進路先の実現や確保に関する指導である。

（３）進路指導の基本方針

- ① 社会自立・職業自立を目指して基本的知識、技能、態度の育成を図る。
- ② 小学部入学時から中学部・高等部の卒業までを組織的、計画的、系統的に指導する。
- ③ 家庭、施設との連携や協力、地域の啓発を重視した活動をする。
- ④ 職場の訪問、開拓の充実を図る。
- ⑤ アフターケア（卒後の支援）の充実を図る。
- ⑥ 関係機関との連携を密にする。

(4) 各学部のキャリア教育の重点

学部	小学部	中学部	高等部
キャリア教育の重点	①個々の発達段階に応じて、自分でできることを増やし、社会生活において必要な基本的生活習慣を身につけるようにする。 ②家庭・地域社会と連携をとりながら、生活経験の拡充を図り、人と関わる力を育む。	①作業学習や校内実習及び教育活動全体を通して、最後まで頑張る態度、働く楽しさや勤労意欲を養う。 ②自分や社会について関心を深め、卒業後の進路選択や将来について考える力を育む。	産業現場等における実習等を通して自らの適性を知り、自己選択、自己決定する力を育てる。また、教育活動全体をととして勤労や社会参加への意欲を高めるよう配慮する。 1学年 自己の理解を深め、将来の目指したい自分のイメージをつくる。 2学年 目指す将来像の実現に向けて具体的に取り組む。 3学年 卒業後の生活をイメージし、それに対応した取り組みを強化する。

(5) 進路指導年間計画（全体）

	月	全体	小学部	中学部	高等部	(備考) 企業就職予定者等
1 学期	4	※「進路の手引き」公開(HP・Teams)	※「進路の手引き」公開(HP・Teams)	※「進路の手引き」公開(HP・Teams)	※「進路の手引き」公開(HP・Teams)・配布(3年生のみ)	
	5	●保護者面談	●保護者面談	●保護者面談	●保護者面談 ■ちゅらマナー週間(実習事前学習) ■実習等に関する保護者説明会 ■前期就業体験実習(校内・校外実習)(2週間)	
	6	●保護者面談	●保護者面談	●保護者面談	●就労アセスメント説明会(A、B型事業所希望者)	
	7				●保護者面談	
夏休み		●福祉サービス事業所合同説明会または見学会			就労アセスメント (高等部3年生A、B型事業所希望者)	・求職登録 ・かるにあはなあかり登録
2 学期	9			●校内実習(1週間)	■ちゅらマナー週間(実習前学習) ■実習等に関する保護者説明会 ■後期就業体験(校内実習・校外実習)(2週間)	
	10				●特別支援学校技能検定(11月)	
	11			●高等部・志願前相談	●高等部・志願前相談	
	12	●保護者面談	●保護者面談	●保護者面談	●福祉サービスの利用手続きに関する説明会(高3) ●キャリア教育・就労支援発表会 ●保護者面談 ○【高3】総合支援給付申込み～サービス利用の希望申請(各役所福祉課へ)	・就職内定へ向けた手続き
3 学期	1			●入学前調査(新中1)		
	2			○【中3】入試説明会	●特別支援学校技能検定(2月)	
	3	●保護者面談	●保護者面談	○【中3】特別支援学校・高等部願書受付 ○【中3】高校入試 ●保護者面談	●特別支援学校・高等部願書受付 ●高校入試 ●保護者面談	・就業へ向けた各関係機関との連携
随時		※ PTA 施設見学・講話など:PTA 進路みらい部との連絡調整、実施にあたり関係機関との連絡調整 ※ 職場開拓・卒業生追指導:年間を通して行う ※ 大平特別支援学校青年教室などへの参加				

2 高等部の進路指導

(1) 高等部 年間活動計画 (各学年)

月	1 学年	2 学年	3 学年
4月	保護者面談：進路指導年間計画について確認		
5月	自力通学指導（5月後半～）※生徒指導部が実施		
6月	校内就業体験 （各職業班で実習） ・基礎的な力の育成 ・全 員 対 象	就業体験（校内・校外） 1 年時の作業学習評価をもとに、3 月の保護者面談と確認を受けて実習先決定	校外就業体験 ・実習評価や作業評価をもとに、3 月の保護者面談と確認を受けて企業及び福祉就労対象の生徒 ※基本的に全員対象
7月	保護者面談 （7月） ※前期校内就業体験評価の分析とまとめ（後期実習に向けて）	保護者面談 （7月） ※前期校内・外実習評価の分析とまとめ ※実習評価を基に次回実習の検討と確認	保護者面談 （7月） ※前期実習評価の分析とまとめ ※実習評価を基に次回実習の検討と確認 ※卒業後の進路先の検討と確認
8月	福祉サービス事業所合同説明会または見学会		
9月	職場開拓・次期の実習に向けての諸準備等（進路指導部）		
10月	就業体験（校内・校外） ・基礎力の再構築と適正判断 ・企業就労が期待できる生徒対象	校外就業体験 ・これまでの実習評価と進路相談を踏まえて（企業実習）と（福祉施設実習）に分かれて実習。 ※家庭や本人の問題以外は基本的に全員対象	校外就業体験 ・これまでの実習評価と進路相談を踏まえて（企業実習）と（福祉施設実習）に分かれて実習。進路先の決定。 ※全員対象
11月			
12月	保護者面談（12月上旬）	※実習評価の分析、まとめをもとに次年度実習の検討と確認（1・2年） ※卒業後の進路先の最終的な確認と諸手続の説明（3年）	
1月			
2月	※フェイスシートの作成・提出		抽出実習 ※必要な生徒のみ
3月	保護者面談（2月下旬） ※次年度の実習区分や実習先の確認をし、次年度へ引き継ぐ		福祉就労 一般就労 受給者証申請 認定区分決定 市町村福祉課窓口 重度判定 障がい者職業センター 抽出実習 （最終） 進路決定 ※個別移行支援計画の作成と確認

(2) 令和5年度高等部卒業生進路状況

男子 18 名

女子 9 名

計 27 名

※久米島分教室 卒業生在籍なし

進路種目	進路先	人数
一般就労	沖食スイハン 株式会社	1 名
	ダイレックス浦添店	1 名
	タウンプラザかねひで パイプライン伊祖店	1 名
	株式会社 湧川商会	1 名
就労移行	就労支援センター あいこ	1 名
	楽学喜サポート アチェンド	2 名
	就労支援事業所 アンジュ	2 名
	Okinawa Star Academy	1 名
	就労支援センター 絆	1 名
	就労センター 大樹	1 名
	就労移行支援事業所 ドリームワークそてつ	1 名
	就労サポートセンター ミラソル	1 名
継続A型	(株) Sun Friend 障がい者就労継続A型事業所 ウェリナ	1 名
	就労継続支援A型事業所 Bakery House kiki	1 名
継続B型	楽学喜サポート アチェンド	1 名
	障がい福祉サービス事業所 ハートフルユニオン	1 名
	社会就労センター わかたけ	1 名
生活介護	生活介護センター 彩風の杜ぎのわん	1 名
	多機能型事業所 エデュカーレ	1 名
	北中はごろも支援センター	1 名
	障害者生活介護施設 グッドラック	1 名
	デイセンター 蒼生	1 名
	生活介護 そら	1 名
	障がい者生活介護センター つばき	1 名
	生活介護事業センター なずな	1 名
	りぼーん	1 名
	社会就労センター わかたけ	1 名
その他	育成福祉会 てだこ学園	1 名

※複数利用含む

(3) 過去3年間の卒業生進路状況

卒業年度	生徒数	一般就労	就労移行	就労継続 A	就労継続 B	自立訓練	生活介護	地域活動支援センター／作業所	進学など	その他
R3	41	12	11	0	6	2	9	0	0	1
R4	40	8	22	1	1	2	5	0	0	1
R5	27	4	10	2	3	0	7	0	0	1

(4) 就業体験実習について

高等部では、進路指導の一環として毎年2回の就業体験を実施しています。

1 実習の目的

- ア) 主体的に進路を選択する力を育成する。
- イ) 就労体験などを通して現段階を確認する。(自己選択・自己決定)

2 各学年における位置づけ

- 1年生 働くことへの意識付け
- 2年生 働くことへの意識付けと方向性の検討
- 3年生 適性を踏まえた進路先の決定



3 対象者・実習期間・実習場所

学 年	校内・校外	実習期間	実習の基本方針	備考
1 学年	校内実習	5/20(月) ～5/31(金) ※保護者説明会 5月10日(金)	●就労に向けての基礎力(コミュニケーション、作業技能、勤労意欲や態度など)を実習で身につけていきます。 ●実習評価をもとに、次年度の現場実習のめど付けをします。	<校内実習> 農園芸・木工・窯業の3班に分かれて作業します。職業の班編制に準じて班分けを行います。
	校内実習 校外実習	10/15(火) ～10/25(金) ※保護者説明 10月4日(金)	●一般就労に臨む力があると評価できる生徒は、抽出で企業現場における実習に挑戦します。	
2 学年	校内実習 校外実習	5/20(月) ～5/31(金) ※保護者説明会 5月10日(金)	●基礎的な力の積み上げが更に必要な生徒は校内実習で再度力をつけます。 ●前期実習での校外実習対象の生徒は、校内・校外実習の評価をもとに、働く意欲や態度、働くための体力などを検討した上で決定します。	<校外実習> 企業や福祉事業所等でそれぞれ実習します。
	校外実習	10/15(火) ～10/25(金) ※保護者説明 10月4日(金)	●後期実習では全員校外実習を行います。これまでの実習経歴や評価、面談等をもとに、適切な進路選択につながるよう実習先を検討していきます。 ※福祉就労先(就労移行、自立(生活)訓練、生活介護など)については、3年生を優先し実習先の配置を行います。	
3 学年	校外実習	5/20(月) ～5/31(金) ※保護者説明会 5月10日(金)	◎これまでの実習経歴や評価、面談等をもとに、適切な進路選択につながるよう実習先を検討していきます。	<校外実習> 企業や福祉事業所等でそれぞれ実習します。
	校外実習 抽出実習	10/15(火) ～10/25(金) ※保護者説明 10月4日(金) 抽出実習は12月～2月	◎10月の実習後に、卒業後の進路先を具体的に絞り込みます。 ◎企業から「再検討」と評価された生徒は、継続して抽出で現場実習に臨みます。	

※実習期間中は、卒業後の生活を想定しています。以下の事についてご家庭のご協力をお願いします。

- ① 寄宿舎生に関して、校内実習の生徒は寄宿舎から、校外実習の生徒は自宅から通勤です。
- ② 校内実習生は給食あります(校外実習生は事業所により弁当持参または注文となります)。

4 進路相談

校内・校外就業体験などの「評価」や学校生活の様子などを踏まえ、学期末に面談を実施しています。また、進路についていつでも面談を行います。気になることがありましたらお声かけください。

(5) 令和5年度就業体験等における実習先一覧

区分	名 称	所 在 地	電話番号	業務内容
企業	タウンプラザかねひで前田国際市場	浦添市前田1152-2	988-3200	フロア、青果製品補充、飲料商品補充
	フレッシュプラザユニオン経塚店	浦添市前田817	870-6630	商品補充、陳列
	ダイレックス浦添店	浦添市大平1-28-6	988-1987	商品補充、陳列
	フレッシュプラザユニオン仲間店	浦添市仲間3-3-2	878-7752	商品補充、陳列
	マックスバリュ安謝店	那覇市安謝664-32	863-3662	農産担当(野菜の加工、袋詰め、商品陳列)
	サンエーマチナトシティ	浦添市城間2008-1	879-4111	青果担当(野菜の袋詰め、商品の補充)
	株式会社 みなと食品沖縄	那覇市港町3-4-18 2F(デリカ工場)	865-3710	惣菜の盛り付け等のライン作業、容器洗浄作業
	沖食スイハン 株式会社	浦添市勢理客4-4-1	876-1623	容器洗浄、弁当用具材準備
	ハッピーモア市場トロピカル店	宜野湾市大山7-1350-81	988-9785	野菜の袋詰め、卵のパック詰め、果物のカット、清掃
	株式会社 沖縄ダイケン	那覇市おもろまち一丁目1番12号(本社)	070-1001-9049	サンエーメインプレイスの清掃
	ホクガン運輸 株式会社	那覇市港町3-4-18	867-0700	冷蔵庫内での商品仕分け
	ジュンク堂書店 那覇店	那覇市牧志1-19-29	860-7175	商品検品、返品作業、コミックシュリンク作業
	ペットボックス那覇店	那覇市おもろまち3-5-11	941-1117	動物の世話、商品補充、清掃
	タウンプラザかねひで宜野湾店	宜野湾市赤道2-5-1	893-3096	フロア、青果製品補充、飲料商品補充、清掃
	タウンプラザかねひでパイプライン伊祖店	浦添市伊祖2-10-3	846-4334	フロア、商品補充、飲料商品補充
	フレッシュプラザユニオン古島店	那覇市銘苅1-19-1アクロスプラザ1階	941-2088	青果コーナーでの商品加工、商品補充
	マックスバリュ伊祖店	浦添市伊祖2丁目19-3	874-1806	品出し、商品の整理
	沖縄ビル・メンテナンス 株式会社	那覇市曙2丁目8-18	862-2551	ラグナガーデンホテル客室清掃
	株式会社 湧川商会	浦添市西洲2-8-4	875-3010	シール貼り、商品仕分け
就労移行	障がい者サポートステーション あるてぃー	西原町棚原1-21-9	988-9755	ビジネスマナー、PC訓練、レク、手芸、SST
	就労支援事業所 アンジュ	浦添市当山2-36-2	878-2639	裁縫、内職、調理補助、皿洗い、農作業など
	楽学喜サポート アチェンド	宜野湾市宇地泊2-38-7	943-7300	ポップコーン製造・販売、施設外実習、おしぼり工房
	指定障害福祉サービス事業所 天樹苑	那覇市天久1122	868-2914	パン製造、軽作業
	就労支援センター 絆	那覇市真嘉比2-16-17	943-9866	清掃作業、消耗品配達
	就労支援センター アップドゥぎのわん	宜野湾市真志喜2-4-3(3F)	988-8776	ビジネスマナー、PC基本操作、畑作業など
	合同会社KINGKONG GoRiLla	那覇市首里石嶺町4-199	917-1221	飲食店での清掃・仕込み、座学、身体活動
生就労移行	多機能型事業所 エデュカーレ	宜野湾市真栄原3-17-2 友愛ビル3F	975-5048	ディスカッション、名刺作り、レク、ドライブ

区分	名 称	所 在 地	電話番号	業務内容
就 労 移 行	障害者就労支援センターさわやか	那覇市寄宮2-32-1 真和志庁舎2階	833-7755	PC作業、清掃、裁縫、ピッキング、計量
	就労サポートセンター ミラソル	那覇市安附2-5-3 沖縄ギフト1F	943-7065	座学、施設外実習
	自立サポートセンター みらそる	中城村南上原831	894-5570	座学、施設外実習
	NPO法人 ていーだかんかん	那覇市天久2-29-22 新都心ビル	867-4911	手芸、パン製造販売、箱折り、ビジネスマナー
	指定障害福祉サービス事業所 かりゆし結	浦添市仲西1-2-2 3F	876-5707	野菜の皮むき、食品加工、清掃
	就労支援 いじゅの木	島尻郡南風原町字新川507-2	888-5588	ビジネス訓練、園芸班、室内班
	さぼーとせんたーい とおーち	那覇市首里島堀4-106-4	882-4266	洗車、施設外就労、資源ゴミ回収・仕分け
	就労移行支援事業所 ドリームワークそてつ	那覇市古波蔵4-7-14	853-0840	パン販売、清掃訓練、施設外実習
	就労支援センター 大樹	南城市大里字大城1920-2	946-0005	パン製造・販売、農作業
	Okinawa Star Academy	宜野湾市新城1-5-16	988-1982	ビジネスマナー、個別課題、フィットネス
	就労支援センター あいこ	那覇市若狹2-12-13	954-8841	黒糖カット・袋詰め、線香の帯合わせ、ゼリー容器のシール貼り、弁当販売
	障がい者就労移行支援事業所 おおきなかぶ	那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区 1階3 区画	917-5142	ビジネススキル・就労セミナー、グループワーク体験セミナー
継 続 A 型	就労継続支援A型事業所 Bakery House kiki	那覇市旭町116-37	988-0443	パンの袋詰め、値札貼り
	障がい者就労継続支援事業所 久樹	浦添市牧港2-1-3コーポ レ・セーナ101	878-2702	革製品製作・販売、軽作業
	(株) Sun Friend 障がい者就労継続A型事業所 ウェリナ	浦添市大平1-35-3 コーポ新川101	988-9075	手芸、委託作業
	ハートランドおきなわ首里	那覇市古波蔵1-30-1	851-7855	創作活動、余暇活動等
	オハナ首里	南城市大里字大城1920-1	946-0005	創作活動、余暇活動等
継 続 B 型	社会就労センター わかたけ	浦添市仲間2-48-7(102)	975-9381	レク活動、散歩等
	就労継続支援B型事業所 蒼生学園	浦添市城間3-13-13 我知古ビル101・202	983-9253	レク活動、散歩等
	就労支援B型事業 デイセンターいりむい	宜野湾市愛知1-5-1	892-6886	お菓子作り、ポスティング等
	就労サポートセンター そら	南風原宮平548-1	889-2856	創作活動、音楽活動、身体機能訓練等
	就労継続支援B型 就労支援リアン	那覇市高良1-1-62(102)	852-1007	ウォーキング、ドライブ、衛生支援等
	合同会社KINGKONG Cotori	那覇市首里末吉町1-152	885-9552	創作活動、軽作業、音楽療法、グループ活動(外出、散歩、歩行訓練)
	障害福祉サービス事業所 アトリエ種子	浦添市前田998-3	877-0884	作業(ポルト組み立て、ドリンク袋入れ、アルミ缶プレス等)、余暇活動、自立 課題
	障がい者支援事業所 うりずん	宜野湾市上原1-11-2	894-8056	体操、野外活動、創作活動、散歩生産活動、音楽療法、アートセラピー等

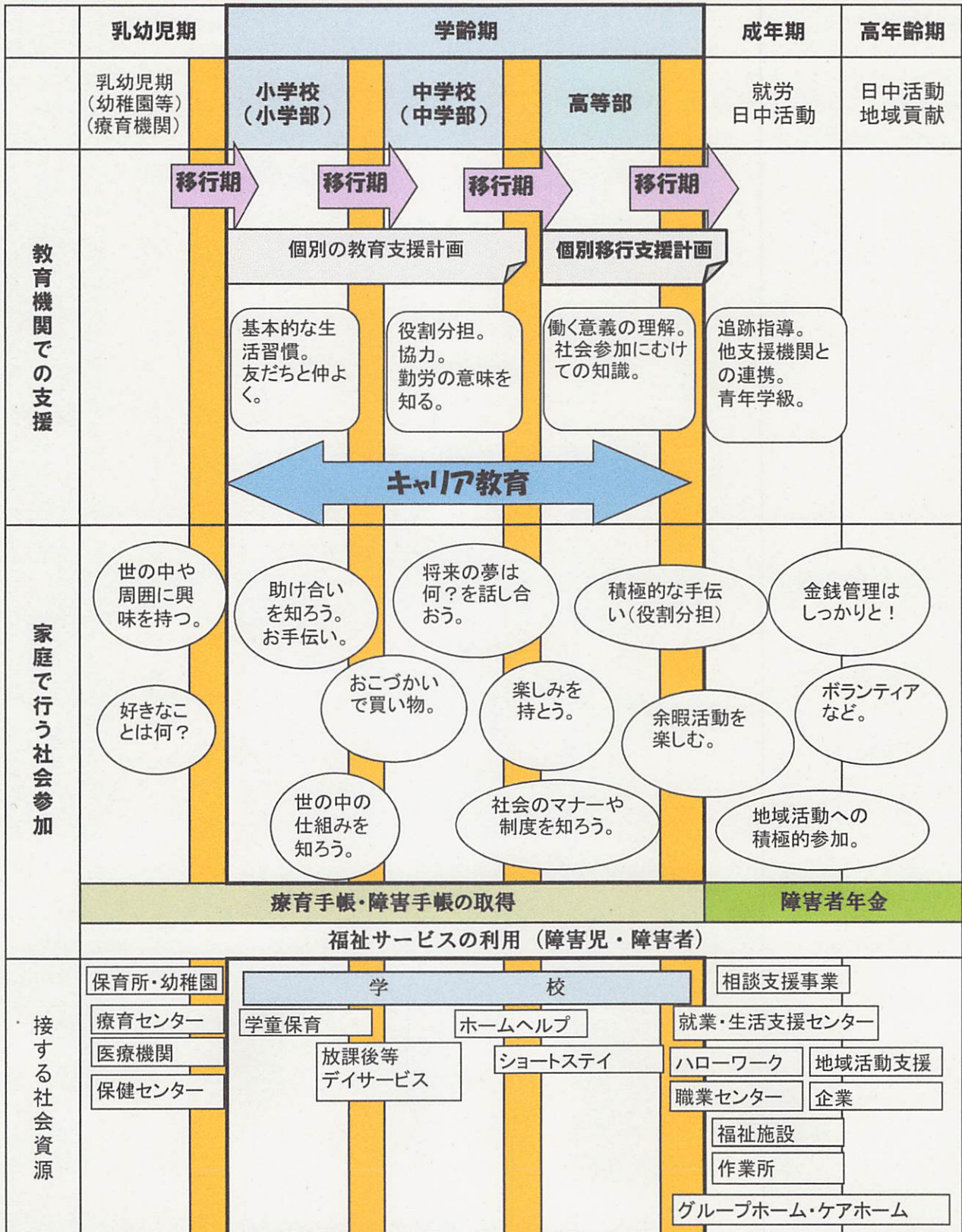
区分	名 称	所 在 地	電話番号	業務内容
継続 B型	ちぐさ B型事業所	浦添市宮城4-1-3	080-3998-8527	シーサー、アロマストーン作り等
	就労継続支援B型事業所 りあむ	八重瀬町字屋宜原229-3	996-1820	コーヒー豆の選別、ハンドメイド製品作り
	あるにこ 就労継続支援B型	那覇市真嘉比2-12-11 201	988-1140	軽作業(パンフレット折り込み等)
A型 B型	障がい福祉サービス事業所 ハートフルユニオン	浦添市仲間3-3-2	877-3001	野菜の袋詰め
自立 訓練	就労支援センター あいこharu	那覇市小祿2-1-3	080-6485-6284	ポスティング、清掃、リネン作業、弁当販売
生活 介護	福祉サービス事業所 まじゅん	中頭郡西原町字我謝810-51	917-2160	ドライブ、作業、レク等
	生活介護事業所 catch	浦添市内間3-22-28	943-3432	創作活動、調理活動、散歩、ドライブ、園芸等
	障害者支援施設 つきしろ学園	南城市佐敷字新里1948番地	947-1183	生活介護体験
	デイセンター おおさと	南城市大里字大城1920-1	946-0005	生活介護体験
	北中はごろも支援センター	中頭郡北中城村安谷屋1147	923-1285	個別課題、自立訓練、余暇活動
	生活介護事業所 らそ	浦添市城間3-13-13 我如古ビル 101	983-9252	レクリエーション、生産活動、ドライブ、散歩
	りぼーん	浦添市前田4-4-9	887-6050	各種下請け、納品、公園清掃等
	障害者生活介護施設 グッドラック	那覇市三原2-1-40	975-5000	リラクゼーション、音楽活動、個別活動、ジムトレーニング
	シルビアンコベルミント生活介護	那覇市繁多川2-8-3	080-3518-0046	創作活動、散歩、レク
	生活介護事業所 そる	浦添市仲間2-48-7 102	975-9361	レクリエーション、個別活動、散歩
	就労支援センター首里	那覇市首里赤平町2-67-5	885-9239	箱折り、仕切り折り作業など
	デイセンター 蒼生	宜野湾市大謝名1-20-2	975-5320	ウォーキング、サンプルはがし、音楽療法、個別活動(ド ライブ、パズル等)
	沖縄中央育成園生活支援センター	南風原町宮平548-1	889-2856	運動、カラオケ、ボウリング、個別活動
	生活介護事業所 はいびす	那覇市高良1-1-62 102	852-1007	ウォーキング、ドライブ、読み聞かせ、衛生支援(足浴、爪 切り)
	障がい者生活介護センター つばさ	那覇市楚辺2-24-24 201	854-0220	レク、ウォーキング、工作、ドライブ
	生活介護事業センター なずな	那覇市首里末吉町1-152	885-9552	軽作業、散歩、音楽療法等
	生活介護 そら	浦添市城間3008-2	988-9119	野菜皮むき、ネジ締め、箱作り、サン作り等

3 大平特別学校のキャリア教育と進路決定

今、子どもたちには、将来、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。そのため、その時々で様々な選択をしながら、様々な役割を担い、生きていく上で必要な経験を積み重ねていく必要があります。子どもの各年齢や立場によって変化する自分の役割（ライフキャリア）

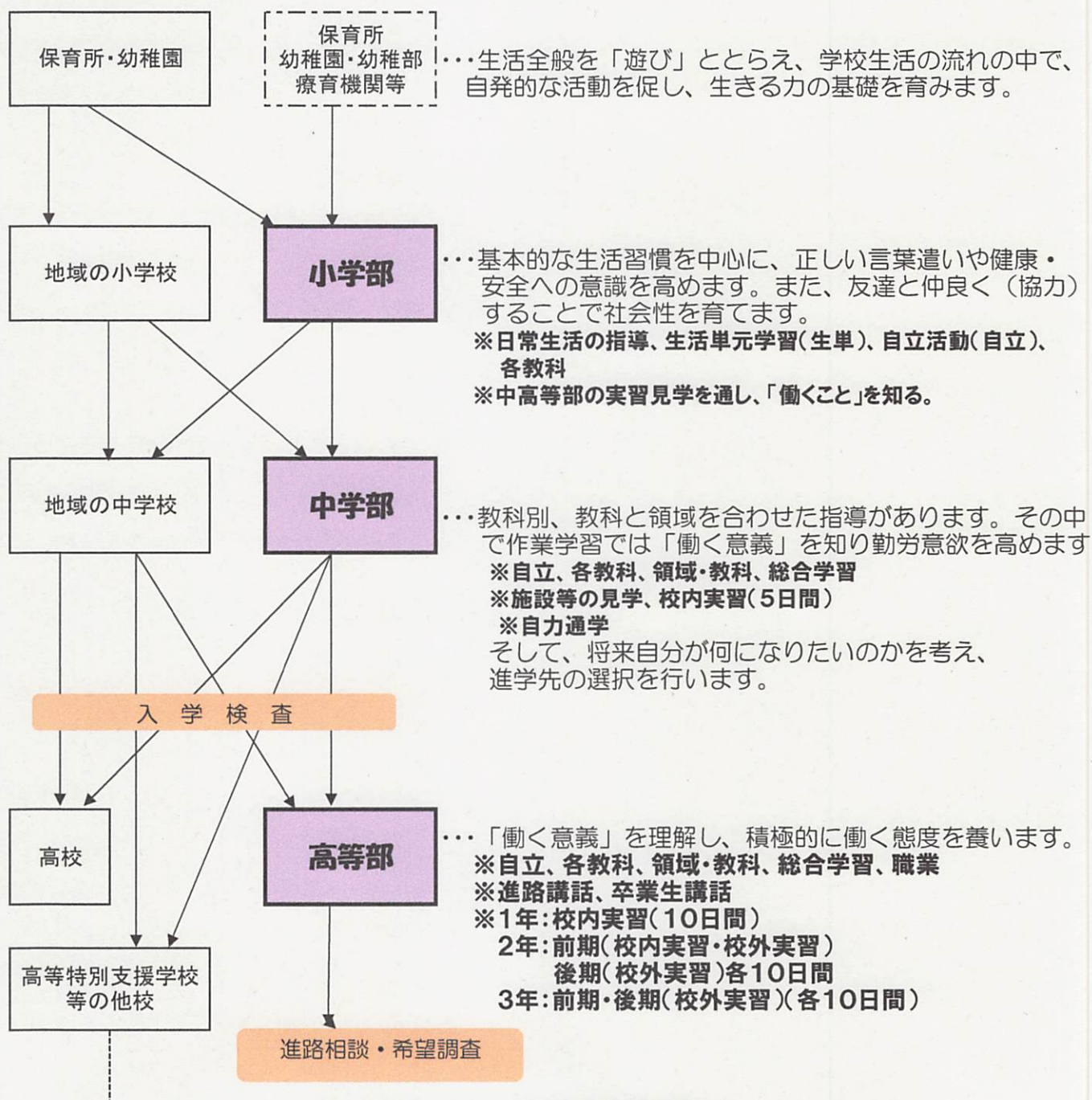


(1) ライフステージを考えよう



<地域の学校等>

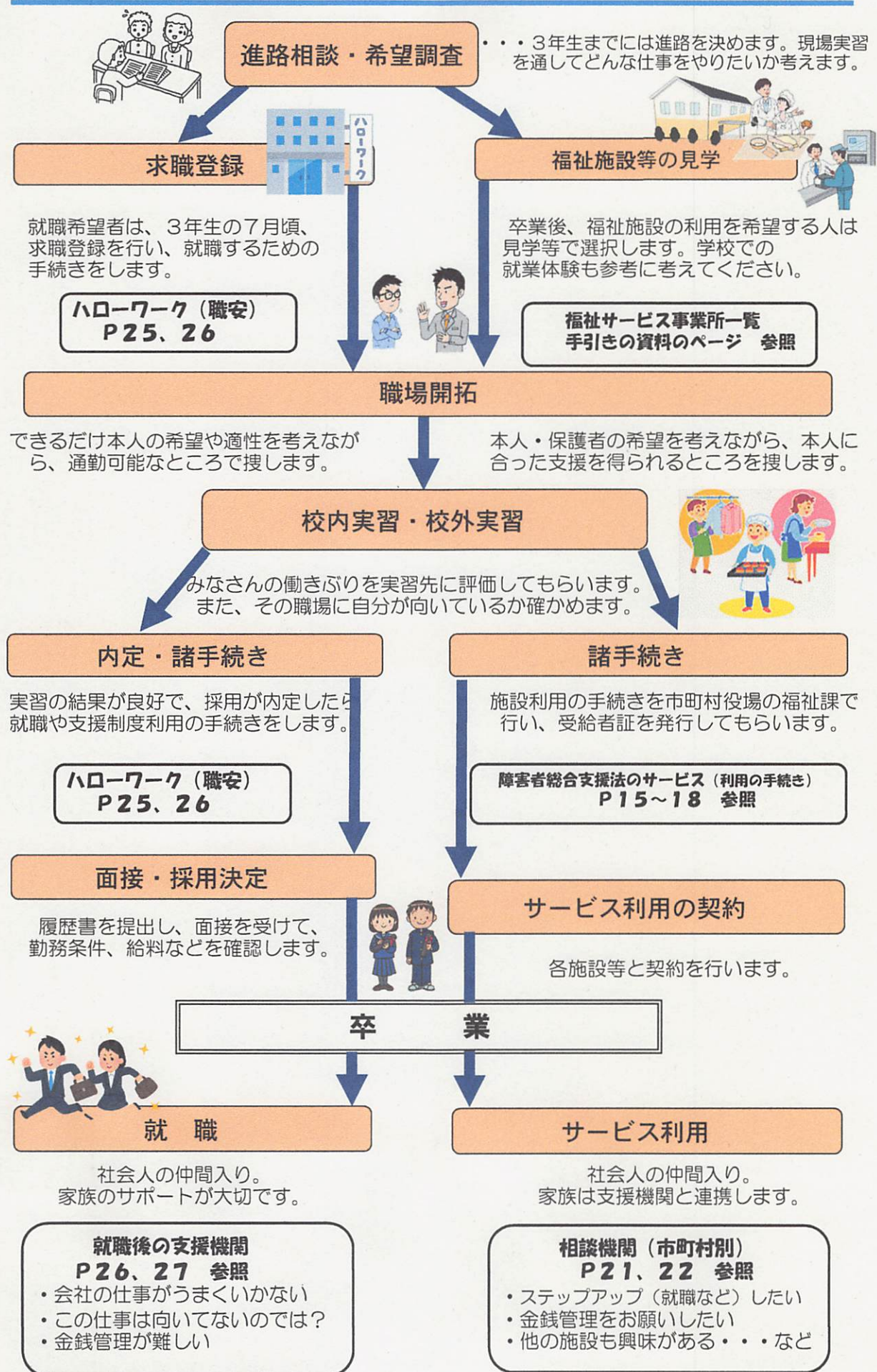
<大平特別支援学校>



→ 次のページ

(3) 社会人になるまでの流れ

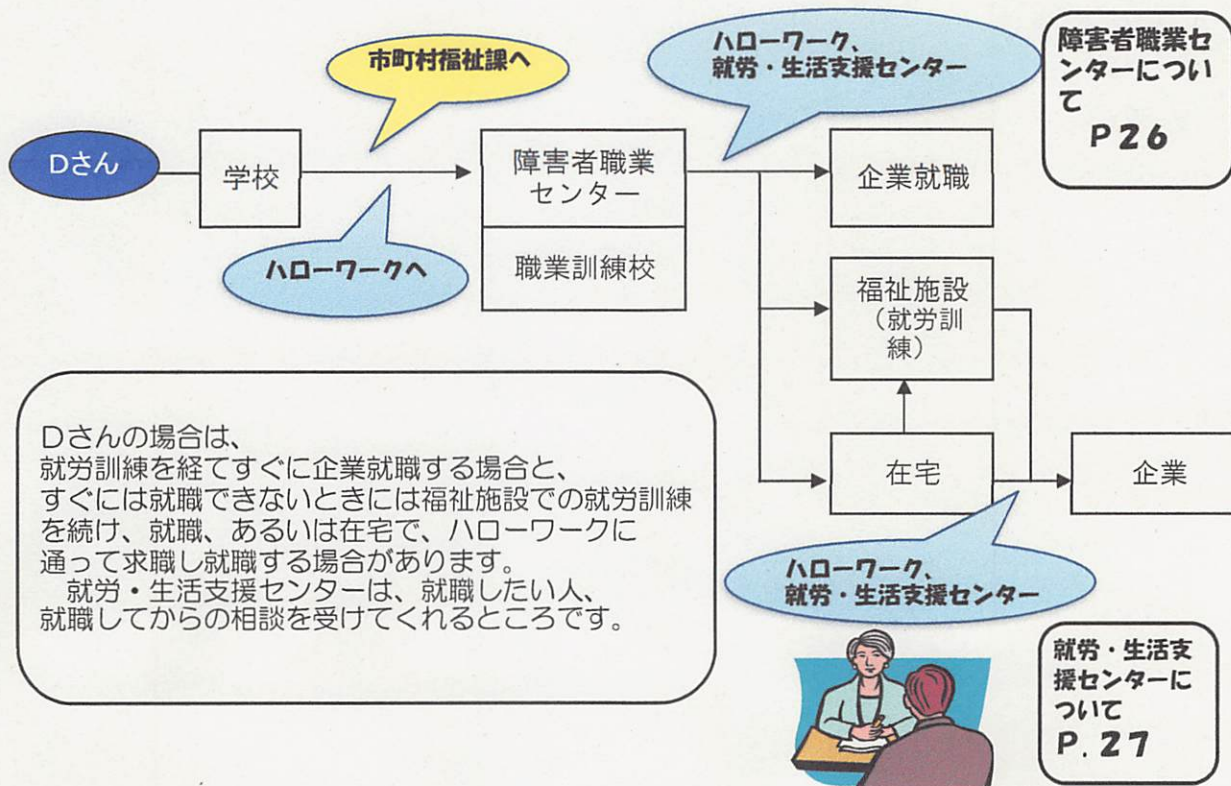
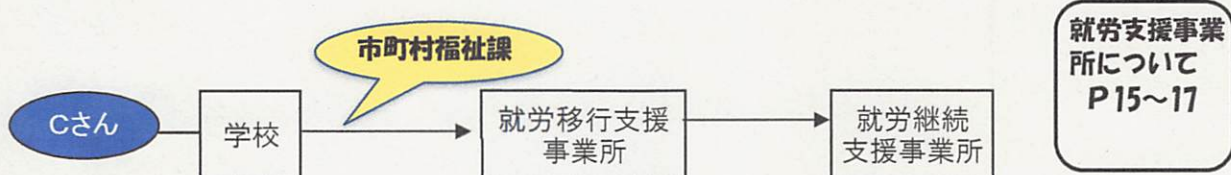
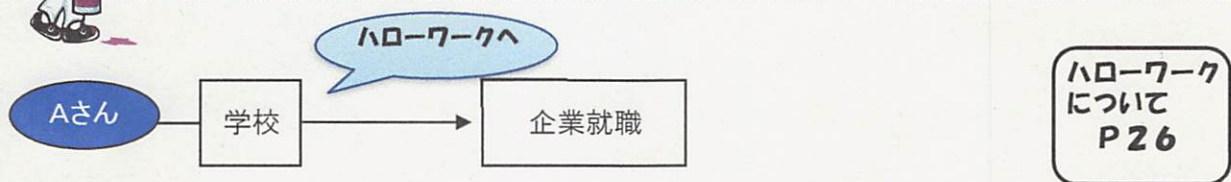
高等部～卒業



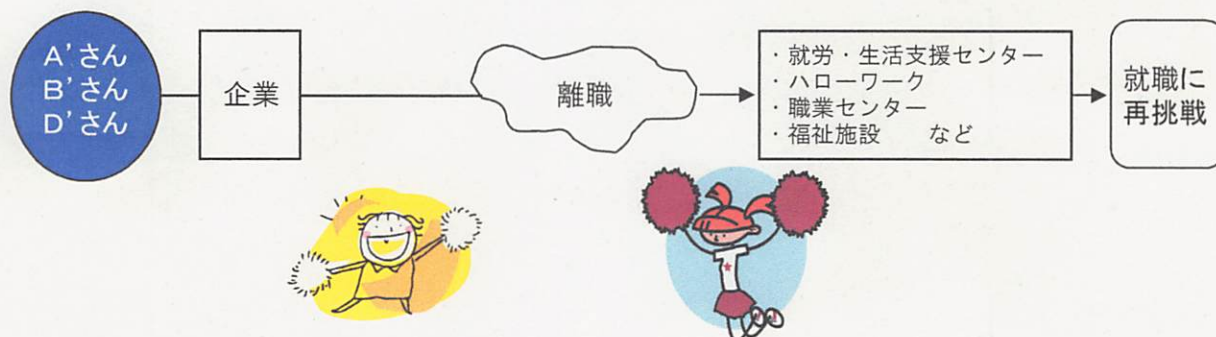
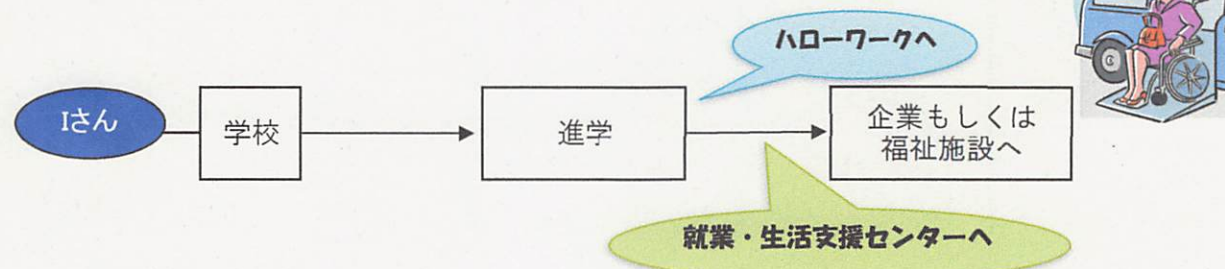
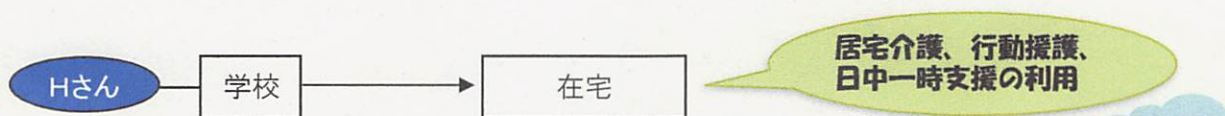
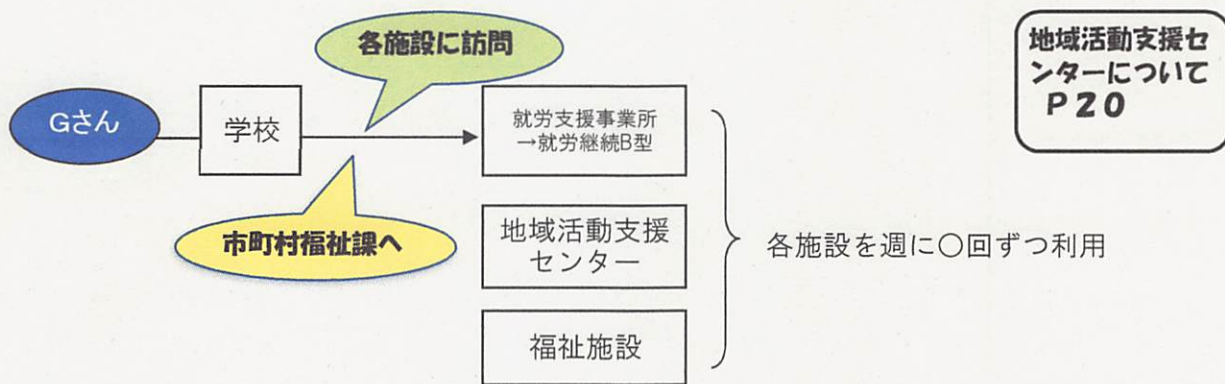
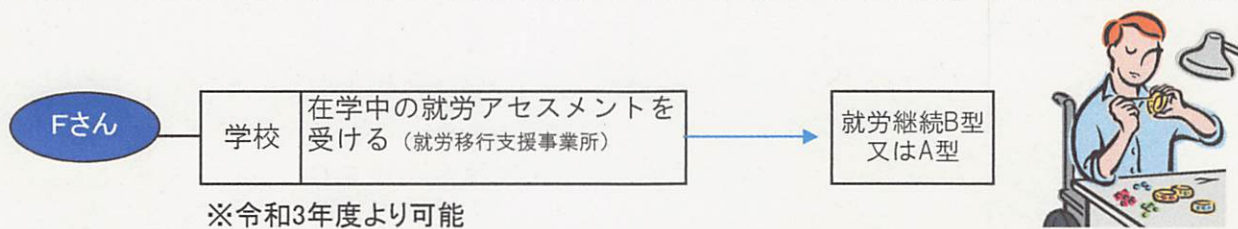
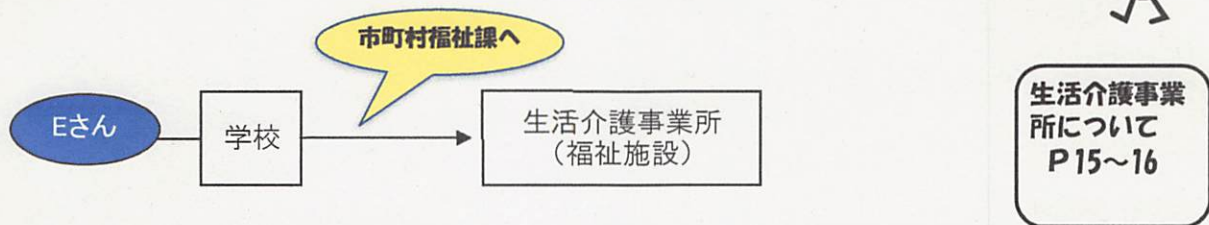
(4) 卒業後の進路選び① ～あなたの進路はどのタイプ？～



進路決定にタイプの限りはありませんが、いくつかのタイプを提示しています。その中で示される支援機関等は各ページにてご確認ください。



(5) 卒業後の進路選び② ～あなたの進路はどのタイプ?～



4 卒業後の進路

卒業後の進路先については、「働きたい」「やりたい」「生きがい」「過ごしたい」のある生活の充実を図るため、生徒個々の適性や状態、本人の希望、職場や事業所との相性や作業種目などを加味して進路先を決定していきます。



(1) 卒業後の進路先

企業就労(就職)

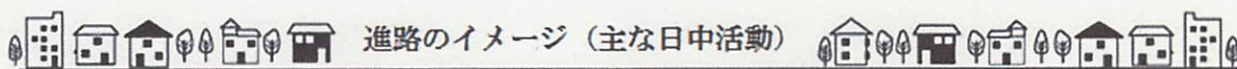
- 企業に就職 ○職安が仲介
- 雇用保険適応
- 労働時間の確保(週20時間以上)
- 最低賃金の保障
- 各種助成金制度の適用
 - ・職場適応訓練・トライアル雇用・特定求職者雇用開発助成金
- 雇用前・定着支援
 - ・ジョブコーチ・ジョブサポーター
 - ・障がい者職業センター
 - ・南部地区就業・生活支援センター

福祉就労・介護・レク活動

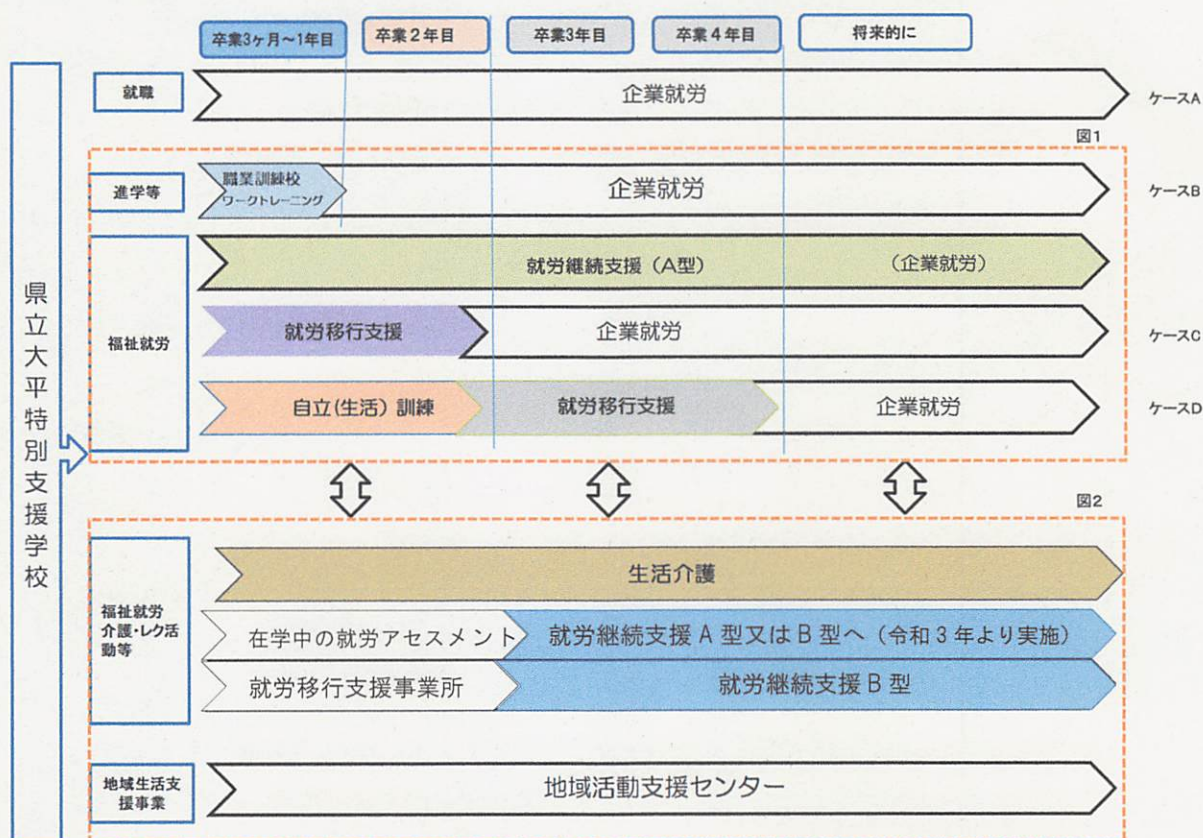
- 事業所が提供するサービスを利用
- 雇用契約なし
- 利用できるサービスは、区分による。
 - ・生活介護→区分3以上
- ※ショートステイなど介護給付のサービスを利用する場合は、区分認定が必要
- 就労移行支援、就労継続支援、自立(生活)訓練、グループホーム等の訓練等給付は区分に関係なく利用可能
- ※地域活動支援センター・作業所は区分認定を受ける必要はない

進学など

- 障害者職業能力開発校(1年)
 - 福岡県、鹿児島県、神奈川県、東京など(総合事務、造形事務、実務作業系など)
- 職業訓練校(1年)
 - 具志川職業能力開発校(総合実務課)
- ワークトレーニング(3ヶ月)
 - 障害者職業センターにて訓練(ハローワーク那覇 5階)



進路のイメージ(主な日中活動)



一般就労を目指す際の進路のイメージとして

ケースA・・・卒業と同時に直接企業へ就職

ケースB・・・訓練校を経て就職

ケースC・D・・・訓練等給付のサービスを利用し一定期間の訓練後に就職

その他のケース・・・図2で示す進路先から、適性や就労意欲、就労に必要な力の定着状況など総合的な判断により、一般就労を目指すこともできます。

(2) 卒業後の進路について【福祉就労】

① 福祉就労とは

障害福祉サービス事業所などで働くことを「福祉就労」と言います。本校生徒の8割～9割が卒業後の進路先として選択しています。

福祉就労

- ①福祉サービス事業所でサービスを利用しながら、社会自立をめざす。
- ②雇用契約なし（授産活動等により給料が出る→3,000円～平均3万円前後）
- ③障害者区分認定の後、「受給者証」にて利用サービスが決定（各市町村の福祉課が窓口）
- ④区分認定によって利用できるサービス（介護給付・・・生活介護、居宅介護、短期入所、行動援護 等）
- ⑤区分認定によらず利用できるサービス（訓練等給付・・・就労移行支援、就労継続支援、自立訓練）
（地域活動支援センター利用）
- ⑥サービス利用に係る費用の1割負担
低所得者の場合、利用負担額は0円になる。しかし余暇活動費などは利用者負担になり、事業所によっては食事代（弁当代・食材費）が発生する場合もある。

- 満18歳の誕生日から、「障害児」の受給者証から「障害者」の受給者証に切り替わります。
（切り替えは誕生日の1ヶ月前から）
※切り替え時期になると、各市町村の福祉課よりお知らせの葉書が届きます！
忘れずに切り替えをしましょう！
- 区分認定を受けて「受給者証」を交付します。（認定区分がおりるのに3週間～3ヶ月を要します。）
- 区分認定を申請する前に、利用したいサービスや事業所をあらかじめ決めておきます。（介護給付か訓練等給付か等）
※事業所には定員があり、希望すればどこでも入れるとは限りません。
- 区分認定のための調査があります。
窓口での簡単な聞き取りで済む場合と、家庭訪問して詳細に聞き取り調査する場合があります。
- 区分認定で利用できるサービスは、複数併用できる場合もあり、その際は複数の施設の利用ができます。
例えば・・・月・水・金 → A事業所のサービスを利用
火・土 → B事業所のサービスを利用
- 認定された区分に対して、納得いかない場合は「不服申し立て」が申請できて、見直しが検討されます。



高等部では、3年生の後期実習を終えると、翌年4月からの福祉サービスの利用に向けて、2学期末の保護者面談等で申請からサービス利用までの流れを確認します。（P16に流れを掲載）
実習等で体験した福祉サービス事業所を中心に、卒業後利用したい事業所を本人や保護者の希望をもとに決定し、手続きがスタートします。

② 福祉サービス申請から利用までの流れ



※相談支援事業所に関して、高等部3年生4月の時点で利用していない場合は、上記の手続きを円滑に行うために、利用したい相談支援事業所を早めに見つけて契約することをおすすめします。

相談支援事業所とは…

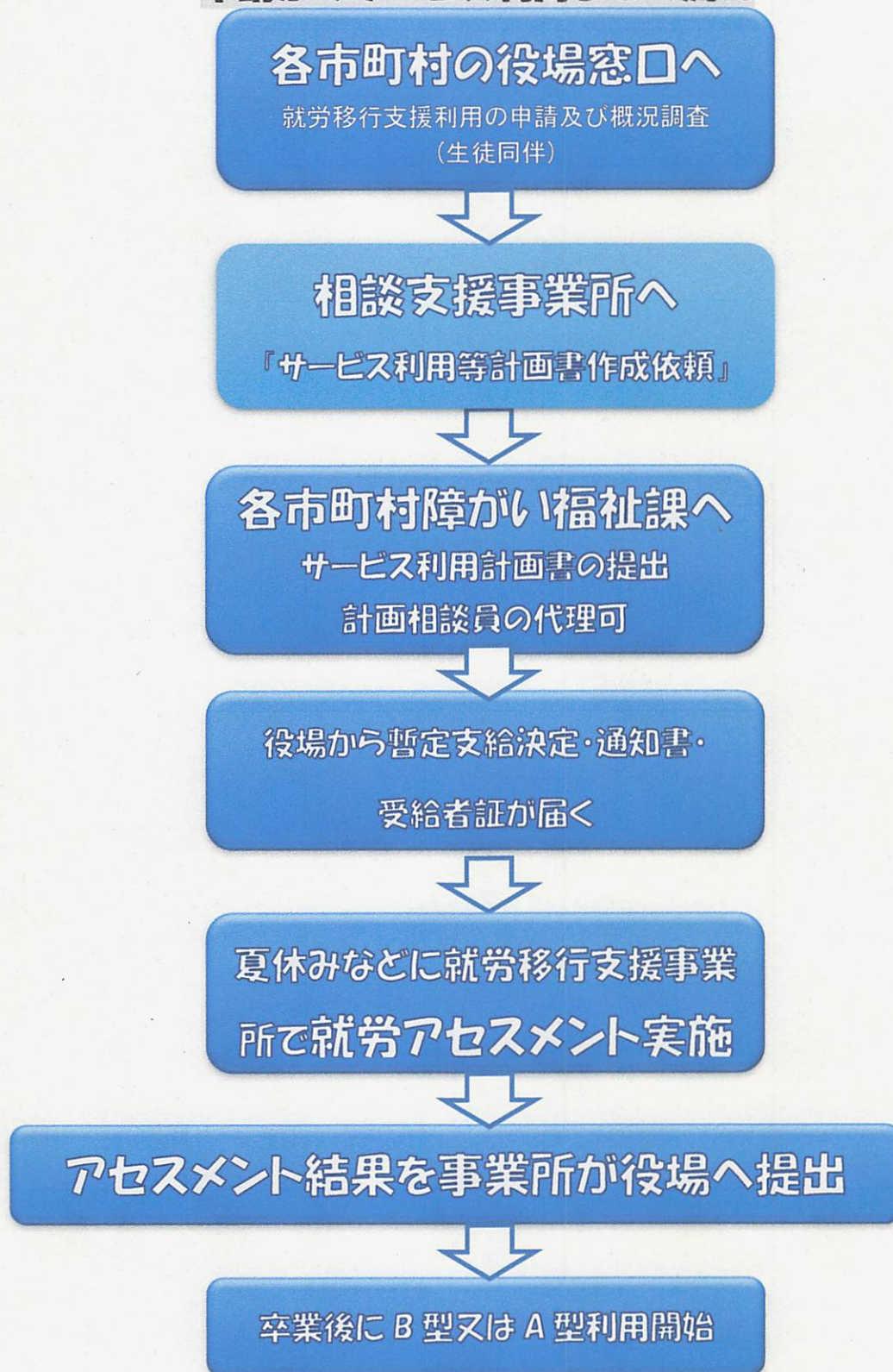
- 障がい福祉サービスの申請前の相談や諸手続の支援を行う。
- サービスを利用する際の計画書の作成を行い、利用予定の事業所との連絡調整を行う。
- 利用者本人や家族の生活面での相談にのる。

※p.21・22に一覧あり

③ 在学中の就労アセスメント（職業能力評価）について（R3 年度から実施）

卒業後に就労移行支援継続 B 型事業所利用（地域によっては継続 A 型含む）を希望する場合、まずは就労移行支援事業所を利用し職業能力評価（就労アセスメント）の実施が必要になります。就労アセスメントを受けた結果、就労移行支援 B 型若しくは A 型の利用が妥当であると判断された場合に卒業後すぐに就労移行支援 B 型又は A 型の支給決定・利用が可能になります。

申請からサービス利用までの流れ



④ 障害福祉サービスの内容

給付の種類は以下の3つです。

- 訓練等給付（区分設定なしでも利用できるサービスで組み合わせ不可）
- 介護給付（中・重度の障害をもつ人が利用できるサービスで組み合わせ可 ※要区分：区分については次ページ）
- 地域生活支援事業（市町村独自の判断で提供しているサービス）

1) 日中活動 福祉事業所などで昼間の活動を支援

給付の種類	サービスの名称	内容
訓練等給付	就労移行支援	* 企業に就職するための訓練や企業における実習を受けることができます。 期限は2年間 * 適正に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援も行っています。 期限までに就職に結びつかなかった場合は、就労継続支援を受けることになります。
	就労継続支援	* 会社で働くことが難しい人は、福祉施設の中で支援を受けながら働くことができます。就職するための訓練や実習もします。 (A型＝雇用型) A型は雇用契約に基づく就労の機会を提供します。 (B＝非雇用型) B型は就労や生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能) (生活)	* 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間訓練を受けることができます。事業所によっては簡易作業などの訓練を提供し就労支援を行っているところもあります。* 身体機能や生活能力向上訓練の種類があります。
介護給付	生活介護	* 常に介護を必要とする人に、生産活動や創作的活動を提供しながら事業所内で入浴、食事の介護を行うとともに創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	療養介護	* 医療の必要な障がい者で、常に介護が必要な人に医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
地域生活支援事業	地域活動支援センター	* 障害のある人が通い、生産活動、創作活動、社会交流の機会を提供する施設。
	日中一時支援	* 日中の活動の場を確保し、一時的就労や家族の日常的な介護の休息等の支援を行います。※他の日中活動サービスとの同日併用は基本的に不可

2) 居住支援 福祉事業所などで住まいの場としてのサービス

給付の種類	サービスの名称	内容
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	* 介護を必要としない障害のある人が、アパートや家で一緒に共同生活をします。世話人から日常生活の世話を受けることができます。
介護給付	施設入所支援	* 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
地域生活支援事業	福祉ホーム	* 住居を必要としている人に低額な料金で居室などを提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います

3) 訪問系サービス 在宅に訪問したり、通所などして利用するサービス

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	* ヘルパーが家に来て身の回りの介助をしてくれます。 (着替え、入浴、食事用意、掃除、洗濯など)
	行動援護	* ヘルパーがついて、外出時の移動の補助や行動する時に必要な介助をします。
	同行援護	* 視聴覚障害により移動が困難で外出時に同行をし、移動に必要な情報提供や援助を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	* 家で介護を行う人が用事や病気などの場合、短期間、施設へ泊ることができます。
	重度訪問介護	* 重度の障害があり、常に介護が必要な人に自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
地域生活支援事業	移動支援ガイドヘルパー	* 屋外での移動が困難な方に対して外出支援を行います。

上記のサービスを提供する事業所については市町村の福祉課などにお問い合わせいただくか、進路部までご相談ください。「WAMNET(ワムネット)」<<http://www.wam.go.jp>>でも検索することができます。

⑤ 障害支援区分と利用可能な介護給付との関係

	サービス内容	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	備考
訓練等給付	就労移行支援	必要ありません。						
	就労継続 A 型							雇用型
	就労継続 B 型							非雇用型
	自立訓練(機能)							身体
	自立訓練(生活)							知的、精神
	宿泊型自立訓練							知的、精神
	共同生活援助 (グループホーム)	○	○	○	○	○	○	
介護給付	生活介護	×	×	○	○	○	○	50 歳以上は区分 2
	生活介護 (施設入所利用)	×	×	×	○	○	○	50 歳以上は区分 3
	短期入所	○	○	○	○	○	○	
	居宅介護(ホームヘルパー、通院介護)	○	○	○	○	○	○	
	行動援護	アセスメント票で判断						行動上、著しい障害があり常時介護を要する場合の知的・精神の方が対象
	同行援護							視覚障害により移動が困難で外出時に同行し、移動に必要な情報提供や必要な援助を行う。
	重度訪問介護	×	×	×	○	○	○	重度の肢体不自由で常時介護を必要とする方が対象
	療護介護	×	×	×	×	○	○	医学管理下での介護及び日常生活上の世話をを行う。
	重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	○	
	施設入所支援 (入所施設での夜間ケア)	×	×	×	○	○	○	50 歳以上は区分 3

⑥ サービスを利用するにあたっての利用費

平成 25 年 4 月～

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯 ^{注1}	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯(所得割 16 万 ^{注2} 未満) ※入所施設利用者(20 歳以上)、グループホーム利用を除きます。 注 3	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円

注 1: 3 人世帯で障害者基礎年金 1 級受給の場合、収入が概ね 300 万円以下の世帯が対象になります。

注 2: 収入が概ね 600 万円以下の世帯が対象になります。

注 3: 入所施設利用者(20 歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般 2」となります。

実 費	食費・・・減免措置があり、人件費を除いた食材料費のみの負担など
	送迎(交通費)・・・「生活介護」利用の方は、無料の事業所もある。
	活動費・・・行事や調理など活動内容によって、別途徴収もある。
	積立費・・・旅行など事業所によっては、徴収するケースもある。

福祉サービスの利用費は、世帯の所得に応じた上限が設定されています。利用者の負担額は最大でも 1 割とされています。実際の利用者負担については、各市町村にお問い合わせください。

⑦ 地域活動支援センター

登録した人が、日中活動の支援を受けます。日中活動の内容は、主に作業（農園芸、窯業、木工、清掃、リサイクル、食品製造など）の他、スポーツ、レクリエーション、散策などの余暇活動があります。

地 域	施 設 名	住 所	電 話	備 考
那覇市	ふいーんど・パワー	牧志 1-4-62	862-3061	
	ふれあいセンター	楚辺 2-28-1	833-9139	
	まあーじ	真地 423-3 多和田アパート 105・106・107	834-8853	
	なは	古島 2-14-4	885-5667	
	ハンディーサポート ふれんど	牧志 3-21-9	862-9567	
	ふくぎ	田原 3-4-1 田原公園管理事務所内	859-4020	
	ナカヤ	小禄 1-4-15	857-7161	
	ソーシャルハウス あごら	儀保町 1-24 きなビル 3F	885-7274	
	はんたぴあ	繁多川 5-17-10 メゾンシャルマン 101	832-2555	
	サンブリッジ	安謝 1-2-5 （1 階）	995-8965	
	ハーネス	樋川 1-30-12	953-6276	

浦添市	生活支援センター あおぞら	大平 1-23-13 2 階	879-6644	
	あおぞら作業所	仲間 1-1-2 あかひらステーションビル 2 階	874-4116	
	地域活動支援センター enjoy	前田 1004-9	877-0552	

宜野湾市	TAPIC	野嵩 1-12-8	988-8741	
	ひまわり	赤道 2-7-1	882-6625	

地域活動支援センターは、認定区分は不要です。サービス利用料もありません。しかし、居住地域の市町村にある地域活動支援センターの利用になります。

⑧相談支援事業所

利用者本人や家族の生活面での相談や、新しくサービスを利用したい時に相談にのってくれます。

地域	No	名称	住所	電話番号
那覇市	1	障がい者相談支援センターすこやか	沖縄県那覇市古島2丁目14番地4	098-884-3872
	2	指定相談支援センター そてつ	沖縄県那覇市古波蔵4丁目7番14号	098-853-0640
	3	那覇市障がい者生活支援センター ゆいゆい	沖縄県那覇市金城3-5-4	098-891-8454
	4	相談支援事業所 小枝	沖縄県那覇市安謝2丁目26番30号	098-941-8940
	5	シルビアン相談支援事業所	沖縄県那覇市真地426番地121	098-833-8837
	6	さぼーとせんたーi	沖縄県那覇市三原2-6-1 2F	098-987-1167
	7	相談支援事業所ひかり	沖縄県那覇市首里石嶺町2丁目97番地1	098-886-6688
	8	沖縄介護センター	沖縄県那覇市松川531番地1	098-882-1156
	9	相談支援センター WAN・A	沖縄県那覇市天久1123-7	098-860-5510
	10	地域サポート あごらびあ	沖縄県那覇市松川445番地2 オーシャンパレス首里202号	098-996-3139
	11	相談支援事業所 ほくれい	沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目439番地	098-886-2218
	12	相談支援センター シャローム	沖縄県那覇市真地266-1 キャッスル大城2-205	070-5496-3965
	13	沖縄南部療育医療センター 相談支援事業所みらい	沖縄県那覇市寄宮2丁目3番1号	098-996-2083
	14	相談支援事業所オアシス	沖縄県那覇市松川315番地3 (3F)	098-884-1805
	15	サンクスラボ	沖縄県那覇市久米2丁目3番14 セゾン久米ビル5階	098-963-7878
	16	くるくまケアサービス	沖縄県那覇市安謝101-14	098-943-1127
	17	相談支援センター テイクオフ	沖縄県那覇市三原1-22-45 山川ビル101号室	098-851-7178
	18	相談支援センター 睦生	沖縄県那覇市具志3-22-8	098-851-8171
	19	相談支援センター ゆき	沖縄県那覇市真嘉比3-20-18	098-988-3139
	20	相談支援センター群星	沖縄県那覇市古島6番地1	098-943-7033
	21	相談支援 コネクト	沖縄県那覇市具志3丁目27-12弥生荘302	098-894-6287
	22	相談支援事業所 椿	沖縄県那覇市小禄443番地1 ベーラヴィスタマンション202	098-996-2655
	23	相談支援センターTrefl	沖縄県那覇市牧志2丁目17番46号 平良ビル4階	098-943-6111
	24	さんご	沖縄県那覇市国場1167番地2 仲村ハイツ101	080-3967-1584
	25	しあわせ号沖縄	沖縄県那覇市古波蔵3-2-1 ウィングシャトー古波蔵コージネス204	098-943-0715
	26	グレッジ	沖縄県那覇市前島2丁目1-16 ディーグランゲン202号	080-1138-2096
	27	合同会社 Sion 相談支援事業所 雅	沖縄県那覇市首里鳥堀町二丁目24番地1	098-886-0939
	28	大翔みんなの相談支援	沖縄県那覇市国場1179番地2	098-851-9312
	29	相談支援事業所JIMMY Nine	沖縄県那覇市安里三丁目1-51 又吉ビル1階	098-894-8430
	30	相談支援事業所 紬生	沖縄県那覇市小禄1288番地 比嘉アパート102号室	080-7595-1233
	31	特定相談支援センター いっしん	沖縄県那覇市首里鳥堀町5丁目41番8号	080-4314-1440
	32	相談支援事業所 心	沖縄県那覇市首里平良町一丁目35番地1 InsideWhile301	090-8762-3544
浦添市	1	地域生活支援センター Enjoy	沖縄県浦添市前田字998番地の3	098-877-0552
	2	ピアサポートセンターほと	沖縄県浦添市仲間1丁目10番7号浦添市社会福祉センター1階	098-879-7565
	3	生活支援センターあおぞら	沖縄県浦添市大平321番1-2	098-879-6644
	4	相談支援事業所 ゆんたく	沖縄県浦添市経塚633番地 メディカルKプラザ3階	098-870-4789
	5	コロニー相談支援センターうらそえ	沖縄県浦添市前田997番地	098-879-1877
	6	相談支援事業所アンジュ	沖縄県浦添市伊祖一丁目12番2号 2階	098-875-8070
	7	相談支援事業所 ちむちむ	沖縄県浦添市西原1-1-22 バレミヤグ101	098-875-6418
	8	相談支援事業所おりじん	沖縄県浦添市安波茶3-5-2-101	098-875-1270
	9	相談支援センターふわり	沖縄県浦添市内間2-6-22	098-875-0055
	10	相談支援事業所 かりゆし結々	沖縄県浦添市仲西1丁目2番2号 ウィングビル6F	098-917-0223
	11	相談支援事業所 あたたかな手	沖縄県浦添市前田一丁目48番8号 202号室	098-874-0505
	12	相談支援事業所デライト	沖縄県浦添市内間2-22-28 コーレB 402	098-878-8193
	13	にじねこ相談支援センター	沖縄県浦添市牧港1丁目48-3	098-800-1800
	14	相談支援事業所 どんぐりの木	沖縄県浦添市牧港4丁目5番10号 浦添市障がい福祉関連複合	098-988-1692
	15	相談支援事業所 ばすてる	沖縄県浦添市城間4-15-8	098-943-4770
	16	相談支援事業所Weave (ウィーブ)	沖縄県浦添市宮城4-12-16	098-917-5624
	17	じーにあす 相談支援事業所	沖縄県浦添市宮城2丁目17番2号 パークビュー洗203	098-917-0641
	18	相談支援事業所 リライトラボ	沖縄県浦添市経塚201番地2	090-4343-6775
	18	相談支援事業所ペーテル	沖縄県浦添市前田862-28 TwinsHouse A棟うみ	098-988-3735
	19	浦添牧港相談支援事業所 幹	沖縄県浦添市牧港1-22-18	080-7507-1063
	20	相談支援事業所あい	沖縄県浦添市伊祖一丁目32番7号401号室	098-988-8562

地域	No	名称	住所	電話番号
宜野湾市	1	ピアセンター・イルカ	沖縄県宜野湾市伊佐4-4-1	098-890-1896
	2	相談支援事業所 彩風の杜	沖縄県宜野湾市上原1-8-5	098-896-1103
	3	指定相談支援事業所 ささえ	沖縄県宜野湾市真志喜2丁目5番14-103号 島袋アパート	090-3797-7017
	4	楽学喜	沖縄県宜野湾市宇地泊2丁目38番7号	098-943-7300
	5	相談支援事業所 くくるばな	沖縄県宜野湾市大山6-24-10 コンベンションサイドBLD 1階	098-898-6901
	6	imaruplan	沖縄県宜野湾市喜友名2-26-38ハイツ茜203号室	098-892-2577
	7	サポートステーションここふわ	沖縄県宜野湾市真志喜3-20-9	080-3450-1763
	8	相談支援事業所 Ricca	沖縄県宜野湾市我如古2-13-17 パラシオンMine305	090-2396-8164
	9	相談支援事業所 はる	沖縄県宜野湾市宜野湾1丁目5-24 弥生荘108号	098-892-6677
	10	相談支援事業所 ふたふあ	沖縄県宜野湾市我如古3丁目20番14号	098-943-6960
	11	相談支援事業所 にこ	沖縄県宜野湾市我如古四丁目8番31号 こーぼぎのわん101号室	098-943-1707
	12	相談支援事業所 みらい	沖縄県宜野湾市上原1丁目18番13-301号 ハーモニーマンション	090-5945-0245
	13	相談支援事業所 I N F I T	沖縄県宜野湾市愛知3丁目5番21号 2階	098-975-7851
	14	space9.	沖縄県宜野湾市長田1丁目25番6号 コーポたまき202	080-5539-3550
西原町	1	西原町社会福祉協議会 相談支援事業所	沖縄県中頭郡西原町与那城135番地	098-945-3651
	2	ライフサポート ロウル	沖縄県中頭郡西原町翁長287番地2-B号室	098-963-9942
	3	相談支援事業所 風	沖縄県中頭郡西原町棚原1丁目13番地の13 1F	098-894-9791
	4	ゆにばにしはら	沖縄県中頭郡西原町上原2丁目28-2 プレサンスロジェ西原レープ801	098-988-1720
中城・北中城村	1	相談支援事業所 ケアステーションPont	沖縄県中頭郡中城村新垣1583番地	098-895-3999
	2	相談支援事業所 ありがとう	沖縄県中頭郡中城村南上原779番地5	098-988-1251
	3	相談支援センターあうる	沖縄県中頭郡中城村南上原935-1	098-988-1242
	4	相談支援事業所 アベックスプラン	沖縄県中頭郡中城村南上原199番地の1 ぐすく南2階	098-894-9001
	5	相談支援事業所、あさひ	沖縄県中頭郡中城村南上原717-1 1F	098-895-2202
南風原町	1	障がい者相談支援センターりんく	沖縄県島尻郡南風原町与那覇460番地	098-889-7835
	2	相談支援事業所 てるしの	沖縄県島尻郡南風原町宮平206-1	098-888-5658
	3	広伸会相談支援事業所	沖縄県島尻郡南風原町与那覇521番地1 フルール101	098-996-2388
	4	まちの相談室 ぼの	沖縄県島尻郡南風原町与那覇70 2階	080-3940-1383
	5	OEN相談支援事業所	沖縄県島尻郡南風原町津嘉山1102番地1 GHMⅡ303号室	098-835-6922
	6	相談支援事業所 ココロおき楽	沖縄県島尻郡南風原町神里55番地2	098-917-4565

上記のサービスを提供する事業所については毎年度変更があります。

詳しくは、各市町村の福祉課などにお問い合わせください。または「WAM NET（ワムネット）」でも検索することができます。

(3) 卒業後の進路について【一般就労】

① 一般就労とは

「一般就労」は、一般の企業などに就職して働くことを意味しています。通常、最低賃金が保障されます。自営業も含まれています。

一般就労

① 企業に就職すること

(職安紹介企業であること→障害がないと諸制度が使いません)

- ② 雇用保険を適用して雇用されること (解雇、退職の際不利益にならないために)
- ③ 労働時間が保障されていること (週 20 時間を下回ってはならない→給与保障)
- ④ 最低賃金が保障されていること

② 就職するための基礎的条件

- 着替え、入浴、食事、排泄など、日常の身辺処理が自立し、規則正しい生活習慣が確立していること
- 情緒や感情が安定していること
- 危険認識や危険回避ができること
- 長時間働き続ける体力と根気があること
- 移動能力があること
- 社会性や協調性、責任感があること
- 「働きたい」という強い意欲があること
- 家庭のフォローアップ(支援)体制が確立していること。



就職するためには、ある程度の資質が必要です(上記、次頁参照)。また、学校宛ての正式な求人はほとんど無いため、就職できそうな企業を自分たちで探していかなければなりません。

本校高等部では、「就業体験」を年 2 回実施しています。この実習を通して、様々な産業現場での仕事を経験し、働くために必要な態度や技能などを学んでいきます。実習では、ほとんどの場合が雇用前提ではなく、体験のみを前提としていますが、企業に雇用意欲があり、本人に働く態度や能力が認められた場合には、就職につながるケースもあります。

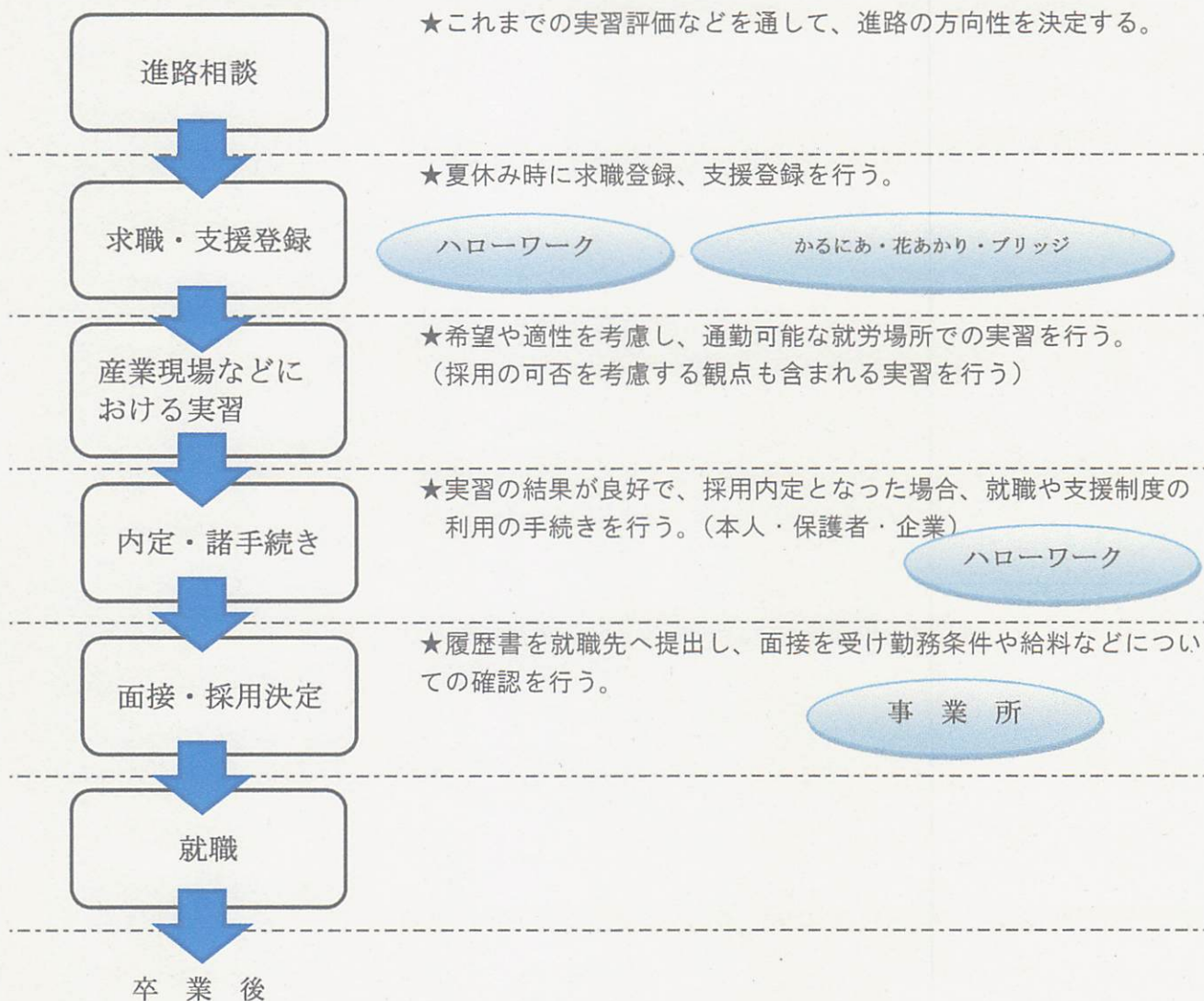
また、本校では、就業体験協力企業の開拓を進路開拓が行っています。すでにいくつかの企業の協力をいただきながら実習を行っていますが、今後も就労に結びつきそうな具体的な企業の情報があれば、担任を通して進路部までご連絡下さい。

領域	No.	チェック項目	内 容	評価段階			
				4 できる・ある	3 だいたいできる だいたいある	2 あまりできない あまりない	1 できない・ない
Ⅰ 日常生活	1	生活のリズム	起床、食事、睡眠などの生活リズムは規則正しい。	生活リズムは規則正しい。	生活リズムはだいたい規則正しい。	生活リズムはあまり規則正しくない。	生活リズムは規則正しくない。
	2	健康状態	健康に気をつけ、自分で服薬管理し、良好な体調を保っている。	健康状態は良い。	健康状態はだいたい良い。	健康状態はあまり良くない。	健康状態は良くない。
	3	身だしなみ	場に合った服装をし、清潔であるなど身だしなみはきちんとしている。	身だしなみはきちんとしている。	身だしなみはだいたいきちんとしている。	身だしなみはあまり気にしないが、注意されれば改める。	身だしなみはきちんとしていない。
	4	金銭管理	小遣い等を計画的に使う、必要なものを買う、保管するなど金銭管理ができる。	小遣い等の金銭管理ができる。	小遣い等の金銭管理はだいたいできる。	小遣い等の金銭管理はあまりできない。	小遣い等の金銭管理はできない。
	5	交通機関の利用	通学(通所、通勤)に交通機関を一人で利用できる。	交通機関を一人で利用できる。	遅延等の事故がなければ交通機関を一人で利用できる。	交通機関の利用は迷いやすく、当分の間は付き添いが必要である。	交通機関を一人で利用できない。
	6	規則の遵守	規則や決められたことを守る。	規則を守る。	規則をだいたい守る。	規則をあまり守らない。	規則を守らない。
	7	危険への対処	危険と教えられたことをせず、自分の安全を考えて行動する。	危険への対処ができる。	危険への対処がだいたいできる。	危険への対処があまりできない。	危険への対処ができない。
	8	出席(出勤)状況	正当な理由(通院、病気、電車の遅れ等)のない遅刻・早退・欠席(欠勤)はない。	遅刻・早退・欠席は月1回までである。	遅刻・早退・欠席は月2～3回ある。	遅刻・早退・欠席は月4～5回ある。	遅刻・早退・欠席は月6回以上ある。
Ⅱ 対人関係	1	挨拶・返事	相手に応じた挨拶・返事ができる。	相手に応じた挨拶・返事ができる。	きまった挨拶・返事は返すことができる。	相手から挨拶されれば返すことはできる。	挨拶・返事ができない。
	2	会話	会話に参加し、話についていくことができる。	会話ができる。	会話がだいたいできる。	会話があまりできない。	会話ができない。
	3	意思表示	自分の意思(参加したい、トイレ休憩をとりたい、助けてほしい等)を相手に伝えることができる。	意思表示ができる。	意思表示がだいたいできる。	相手や内容によっては意思表示ができない。	意思表示ができない。
	4	電話等の利用	用件を伝えるのに電話、メール、FAXを利用できる。	電話等を利用できる。	簡単な内容であれば、電話等を利用できる。	電話等をあまり利用できない。	電話等を利用できない。
	5	情緒の安定性	感情のコントロールができ、安定している。	情緒は安定している。	情緒はだいたい安定している。	情緒はあまり安定していない。	情緒は安定していない。
	6	協調性	他人と力を合わせて助け合うことができる。	協調性はある。	協調性は普通である。	協調性はあまりない。	協調性はない。
Ⅲ 作業力	1	体力	1日(7～8時間)を通して作業ができる体力がある。	1日(7～8時間)の作業ができる。	6時間程度の作業はできる。	半日(3～4時間)の作業はできる。	半日(3～4時間)の作業もできない。
	2	指示内容の遵守	指示通りに作業をする。	指示通りに作業をする。	だいたい指示通りに作業をする。	あまり指示通りに作業をしない。	指示通りに作業をしない。
	3	機器・道具の使用	作業機器や道具類を教えられた通りに正しく使える。	機器・道具を正しく使える。	機器・道具をだいたい正しく使える。	機器・道具をあまり正しく使えない。	機器・道具を正しく使えない。
	4	正確性	ミスなく正確に作業する。	正確に作業する。	だいたい正確に作業する。	あまり正確に作業しない。	正確に作業しない。
	5	器用さ	器用に作業する。	器用である。	器用さは普通である。	あまり器用ではない。	器用でない。
	6	作業速度	必要とされる作業速度(指導員の作業速度)がこなせる。	必要とされる作業速度の8割程度である。	必要とされる作業速度の6割程度である。	必要とされる作業速度の4割程度である。	必要とされる作業速度の2割程度である。
	7	作業変化への対応	作業の内容、手順等の変化に対応できる。	作業変化に対応できる。	作業変化にだいたい対応できる。	作業変化にあまり対応できない。	作業変化に対応できない。
Ⅳ 作業への態度	1	就労意欲	社会に出て働く意欲がある。	就労意欲がある。	就労意欲は普通である。	就労意欲はあまりない。	就労意欲はない。
	2	質問・報告・連絡	必要な時に適切な質問・報告(作業の終了、失敗等)・連絡ができる。	質問等ができる。	質問等がだいたいできる。	質問等があまりできない。	質問等ができない。
	3	時間の遵守	時間(作業開始時間、締め切り等)を守る。	時間を守る。	時間をだいたい守る。	時間をあまり守らない。	時間を守らない。
	4	積極性	作業に自分から積極的に取り組む。	作業に積極的に取り組む。	作業にだいたい積極的に取り組む。	作業にあまり積極的に取り組まない。	作業に積極的に取り組まない。
	5	集中力	作業への集中力はある。	集中力はある。	集中力は普通にある。	集中力はあまりない。	集中力はない。
	6	責任感	与えられた作業や当番などは最後までやる。	作業や当番などは最後までやる。	作業や当番などはだいたい最後までやる。	作業や当番などはあまり最後までやらない。	作業や当番などは最後までやらない。
	7	整理整頓	作業場の整理整頓ができる。	整理整頓ができる。	整理整頓がだいたいできる。	整理整頓があまりできない。	整理整頓ができない。

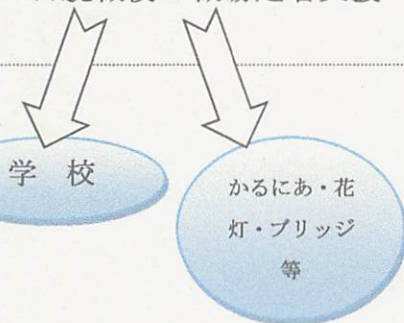
今できそうなことがありますか？ Ⅰ日常生活 Ⅱ対人関係については 小・中学部の段階でできるようになっておくことが大切です



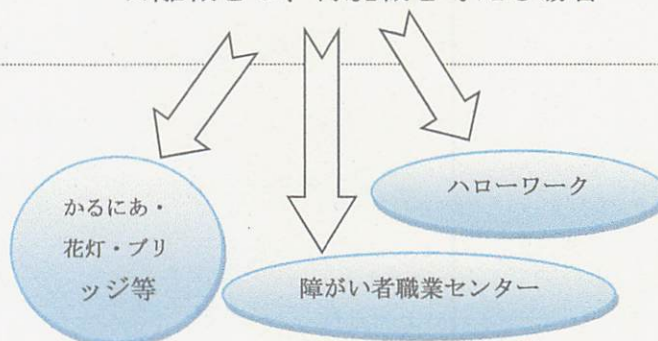
③ 一般就労の流れ



☆就職後の職場定着支援



☆離職をし、再就職を考える場合・・・



④ 就職するための支援機関

■就職するための支援機関1 ■ ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク那覇（那覇公共職業安定所）
※障害者求職窓口は3階

那覇市おもろまち1-3-25
TEL 098-866-8609



「就職したい」と思ったら、学生なら進路の先生、卒業して授産施設など福祉就労している人は施設の職員、「就業・生活支援センター」などに相談しましょう。

就職する決意が固まったら、次はハローワークで**求職登録**を行います。

求職登録

ハローワーク那覇には障害者専用の職業相談窓口があります。そこで求職登録を行います。

住所、学歴、職歴、希望職種、資格、障害種別、障害程度、生活保護の有無、家庭環境などの確

求職登録したけれども、企業との条件が合わず、就職できないときや就職のための知識や訓練を受けたいときの**支援機関**も利用できます。

ハローワークに「求人登録」している会社の情報を見て、自分が働きたいと思ったら、ハローワークから紹介してもらえます。

■就職するための支援機関2 ■ 障害者職業センター

障害者職業センター

那覇市おもろまち1-3-25（ハローワーク那覇の5階）
TEL 098-861-1254

職業評価や職業準備支援を行っています。また、カウンセラーやジョブコーチなどの専門家がいて、就職のための人材育成機関となっています。

職業準備支援

就職を希望する方に、就職等を目指すための基本的な労働習慣の体得を個々のニーズに合わせた模擬的就労場面での作業支援（訓練カリキュラム）を行います。



相談・評価場面

精神障害者自立支援カリキュラム

就職や復職を目指した方を対象に、対人技能訓練、グループミーティング、レクリエーション活動、簡易作業体験等の社会生活技能等の向上を図る講座を設定し、個々の課題に応じたカリキュラムを行います。

精神障害者総合雇用支援

精神障害のある方及び雇用や復職を進めている事業主に対して、主治医等と連携のもと、職場復帰、雇用促進及び雇用継続のそれぞれの雇用の段階に応じた専門的な支援を体系的に行います。

ジョブコーチ支援事業

職場内で人間関係や作業支援など職場適応に課題のある方を対象に、その課題の解決、適応性の向上を目的に援助者（ジョブコーチ）を事業所に派遣し、障害者、事業主双方に必要な支援を行います。
就職前の雇用前支援、雇用（採用）と同時に支援、課題や不適応が生じた雇用後支援についていずれも 援助者（ジョブコーチ）を派遣し支援します。



ジョブコーチ支援の場面

就業・生活支援センターから

浦添市前田1004-9 2F
TEL 098-871-3456

「就職したい」「就職したが仕事場で、家庭でうまくいかない」など、就労上、生活上でのトラブルや相談に応じて、解決にむけた支援を行う機関です。

支援内容

本人はもちろん、家族や施設職員、教育職員からの相談にもものってくれます。
支援者はケースワーカーといいます。
たとえば、就職したい人には職業訓練を紹介したり、実習先を紹介したりします。
また、グループホームの紹介や職場とのやり取りも行ってくれます。

⑤ 職業訓練

1 県内職業能力開発校（障害者職業訓練）

各コース一定期間で基本的な知識や技術の習得をめざします。

(1) 具志川職業能力開発校

① オフィスビジネス科(身体障がい者対象)

定員10名 期間1年

② 総合実務科(知的障がい者対象)

定員10名 期間1年

(2) 浦添職業能力開発校

① オフィスビジネス科(身体障がい者対象)

前・後期 各定員10名 期間6ヶ月

2 県外内職業能力開発校

(1) 国立職業リハビリテーションセンター(身体・精神・知的障害者)

(2) 国立吉備高原職業リハビリテーションセンター(岡山県)

(3) 鹿児島障害者職業能力開発校(身体・知的障害者)



3 障害者委託訓練（県内）

職業訓練のチャンス大幅に拡大して、福祉施設等で能力開発校のカリキュラムに準じて一定の期間で訓練を行うところです。

※委託先により取得可能資格は異なるのでハローワークにあるパンフレットをご覧ください。

○訓練コース(3ヶ月間)

① 知識・技能習得訓練コース

就職に必要な知識・技能の習得を図るため、民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO 法人等を委託先として座学及び実技による集合訓練を実施するコース

② 障害者向けデュアルシステム訓練コース

知識・技能習得訓練コースの集合訓練に企業実習を組み合わせたコース

③ 実践能力習得訓練コース

就職に必要な実践的な職業能力の開発・向上を図るために企業等を委託先として事業所現場を活用して実施するコース





(ウ) 障害者施行雇用（トライアル雇用）事業	
内 容	障害者に関する知識や雇用経験がないことから、雇用をためらう企業に対し、障害者を試行雇用の形で受け入れてもらい、本格的な障害者雇用のきっかけづくりを推進する事業。ただし期間終了後に常用雇用の義務は課せられない。（企業判断により、期間途中の常用雇用もある）
対 象 者	◎「療育手帳」「身障者手帳」「精神障害者福祉手帳」のいずれかを持っている者 ◎ハローワークで求職登録をすませた者（重度判定を受けた者）
利 用 期 間	原則 3 ヶ月間（その前の 1 ヶ月間は職場実習）計 4 ヶ月
期間中の身分	実習生
本人への賃金	トライアル施行前の職場実習は賃金が発生しません。 トライアル雇用期間中は、企業の規定賃金による金額。
企業への補助	トライアル雇用終了後に、奨励金（1 ヶ月 4 万円×実施期間分）が支給される。
企業 の 条 件	雇用保険加入。過去 6 ヶ月間に雇用者を出していないこと。 雇用した対象者を、過去 3 年間に雇用していないこと。
申 請	公共職業安定所（専門援助部門）
備 考	※トライアル雇用終了後、継続して常用雇用に移行した場合、②特定求職者雇用開発助成金制度が活用できる。 ※トライアル雇用期間中は、ジョブコーチ（職場適応援助者）をつけて、人的支援が受けられる。

(エ) 職域開発援助事業	
内 容	企業で「障害者職業センター」職員がマンツーマン方式で職業生活全般における支援を実施、能力や適応力の向上を目指す。終了後は常用雇用を目指して実施される事業。
対 象 者	◎「療育手帳」「身障者手帳」「精神障害者福祉手帳」のいずれかを持っている者 ◎ハローワークで求職登録をすませた者（重度判定 ^{※1} を受けた者）
利 用 期 間	1 ヶ月から 7 ヶ月
期間中の身分	実習生
本人への賃金	賃金・手当の支給はない。
企業への補助	月額 5 万 9 千円の委託費を支給
企業 の 条 件	原則的に、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加していること。
申 請	障害者職業センター（ 那覇市おもろまち ）

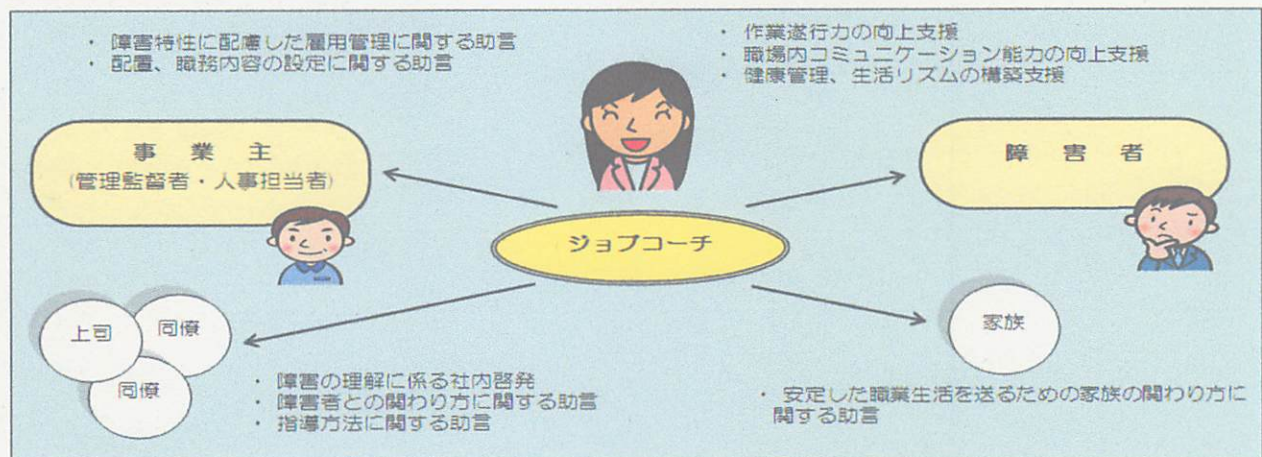
※障がい職業センターの重度知的障害者判定であり、療育手帳等の基準とは異なります。

(オ) 入所者処遇加算費事業	
内 容	保育園、老人介護施設で、高齢者、身体障害者、知的障害者、母子家庭、寡婦等を雇用した際、施設への措置費を加算して支給する制度。
対 象 者	◎「療育手帳」「身障者手帳」「精神障害者福祉手帳」のいずれかを持っている者
利 用 期 間	毎年更新
期間中の身分	非常勤職員
本人への賃金	施設の規定賃金によって支給
施設への補助	施設の規模、雇用者の勤務時間などによって異なる
施 設 の 条 件	法人認可の施設
申 請	県知事(保育園は市町村長経由)

(カ) 重度障害者介助等助成金	
内 容	重度の障害者を雇用した企業が、業務を遂行するために必要な援助者を配置した場合に支給される助成金制度。
対 象 者	◎「療育手帳」「身障者手帳」「精神障害者福祉手帳」をもつ、重度障害者
利 用 期 間	最高10年間
期間中の身分	社員
本人への賃金	企業の規定賃金による支給
企業への補助	1人につき月額3万円を3年間支給。4年目以降10年目まで、月額1万円支給。
企業 の 条 件	雇用保険加入
申 請	雇用開発協会（那覇市小禄）
備 考	※「①職場適応訓練制度」の利用後に支給可能 ※「②特定求職者雇用開発助成金制度」との併用可能

(キ) 精神障害者ステップアップ雇用	
内 容	精神障害者は、就職が可能であっても、障害者雇用の対象となる週20時間以上の勤務が難しい場合が多い。そのため、精神障害者の求職者に、短期間就業から開始して一定程度の期間をかけ、職場への適応状況に合わせて就業時間を延長し、障害者と企業間の相互理解の促進と不安軽減を図る。
対 象 者	◎「精神障害者福祉手帳」をもつ者
利 用 期 間	原則6か月以上12か月以内
期間中の身分	社員
本人への賃金	企業の規定賃金による支給
企業への補助	1人につき月額2万5千円支給
企業 の 条 件	雇用保険加入。過去6か月以内に労働者の解雇をしていない。 雇用した障害者を過去3年間、雇用していないこと。
申 請	雇用開発協会（那覇市小禄）

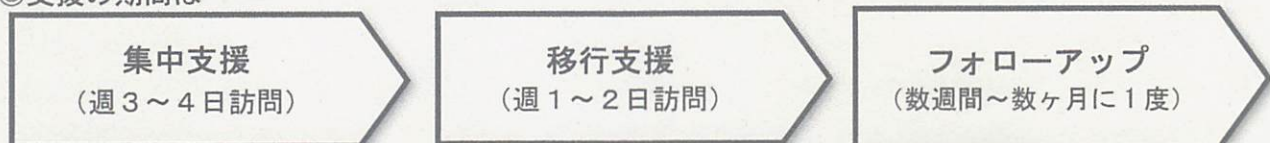
(ク) ジョブコーチ支援制度	
内 容	知的障害者、精神障害者等の働く職場にジョブコーチ（職場適応援助者）を派遣し、細やかな人的支援を実施しながら、職場適応が容易にするために実施される制度。
対 象 者	◎「療育手帳」「身障者手帳」「精神障害者福祉手帳」のいずれかを持っている者 ◎ハローワークで求職登録をすませた者（重度判定 ^{注1} を受けた者）
利 用 期 間	1～7ヶ月（標準2～4ヶ月）
期間中の身分	社員
本人への賃金	人的支援ですので賃金は発生しない。利用料も不要。
企 業 の 条 件	職安の紹介での障害者を雇用し、雇用保険に加入していること。
申 請	障害者職業センター（ 那覇市おもろまち 電話：861-1254 ）



【厚生労働省 HP より一部引用】

- ◎支援の時期は・・・就職時（雇用前または雇用入れと同時に支援開始）
・・・配置転換や、人事異動といった環境の変化などで不応の場合

◎支援の期間は・・・



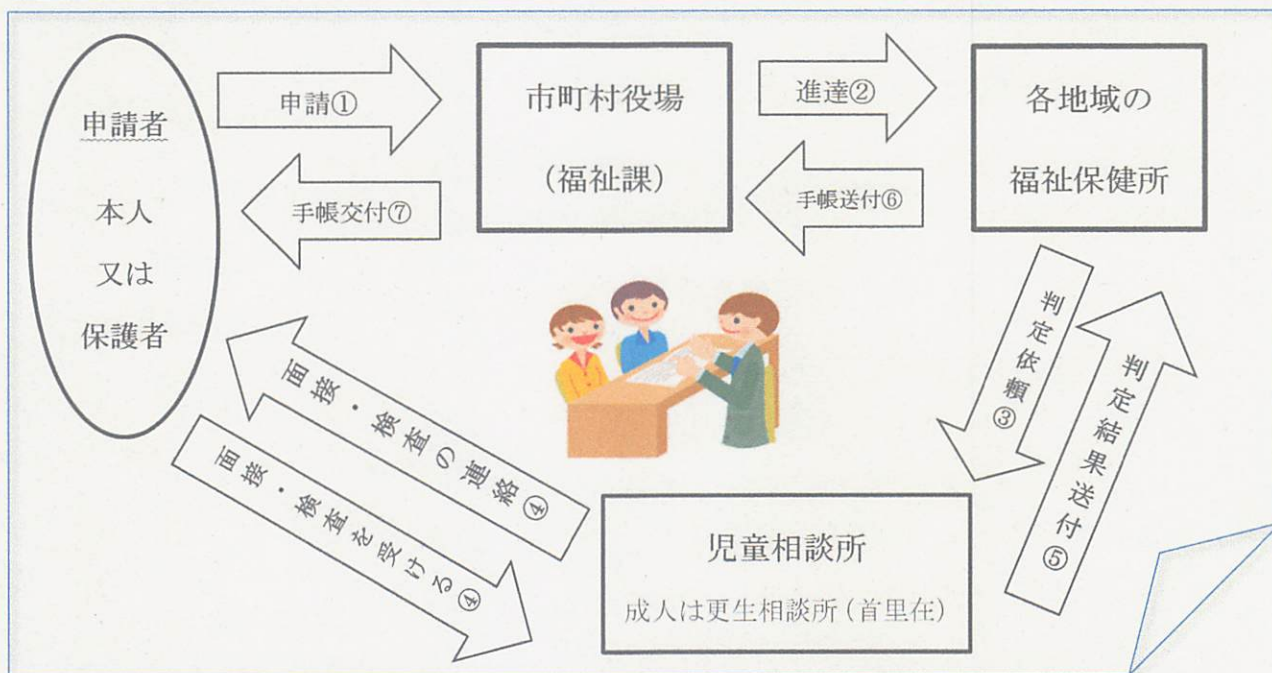
(支援機関 = 1～7ヶ月前後だがケースバイケースで対応)

(ケ) 就労定着支援	
内 容	障害者が新たに雇用された事業所での就労の定着を図るため ①事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他との連絡調整 ②雇用に生じる日常生活または社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援
対 象 者	◎生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、B 型を利用して一般就労した障害者で一般就労後 6 ヶ月を経過した者
利 用 期 間	3 年間（1 年ごとに支給決定期間を更新）
期間中の身分	社員
本人への賃金	企業の規定賃金による支給
申 請	住んでいる自治体の福祉の窓口申請

5 療育手帳について

知的障害者に対して、一貫した指導・相談・サービスが行われるように、昭和48年から交付されています。療育手帳をもつことによって、さまざまなサービスを受けられやすくなります。障害の程度によって、A1、A2、B1、B2に区分されています。

(1) 手続きの流れ



【沖縄県HPより引用：<http://www.pref.okinawa.jp>】

- ①印鑑と写真(横3cm×縦4cm)2枚を準備して、各市町村役場の福祉課で申請します。
- ②児童相談所より面接・検査の連絡があるので、受けてください。
- ③申請から約3か月後に市町村役場で手帳が交付されます。

(2) 受けられるサービスや支援

- ① 福祉サービス、各種補助具の支給、貸与（ショートスティ、ディサービス、ホームヘルパー派遣、補装具や日常生活用具の支給）
- ② 各種の手当、年金、医療助成の給付（特別児童扶養手当、障害児福祉手当、障害基礎年金、特別障害手当等）
- ③ バス、タクシー、飛行機などの交通機関、公共料金の割引（バス、タクシー、鉄道、船舶、航空機などの交通機関、所得税や住民税の控除、自動車税および取得税、有料道路利用の割引など）
- ④ 施設入場料などの割引
- ⑤ 福祉施設、グループホームへの入所
- ⑥ 求職登録および職場適応訓練などの訓練制度
- ⑦ 障害者区分認定による受給者証の発行とサービスの支給

(3) 注意事項

- ① 療育手帳は、一定期間（原則として2年）ごとに、更新（判定）を受けます。期限切れになっている場合は、児童相談所または更生相談所で判定を受けてください。更新時期については、療育手帳で確認をし、忘れずに更新していきましょう。
- ② 住所変更などがあった場合は、市町村役場へ届けてください。

6 各種制度・割引について

	制度	制度の概要	知的障害者	問い合わせ先	適用
手当・年金	特別障害者手当	・月あたり一定額の手当が支給される ・月額 26,940 円※1 (支給月: 2,5,8,11 月) ※市町村によって異なる。	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため日常生活において常時特別介護を必要とする在宅の20歳以上の者	市町村	○20歳以上 ○所得制限有 ○在宅であること ○本人が受給
	障害児福祉手当	・月あたり一定額の手当が支給される ・月額 14,650 円 ※ (支給月: 2,5,8,11 月) ※市町村によって異なる。	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の者	市町村	○20歳未満 ○所得制限有 ○在宅であること ○本人が受給
	特別児童扶養手当	・月あたり一定額の手当が支給される ・月額 1級 52,200 円※1 2級 34,770 円	20歳未満で、法令に定める程度の障害の状態にある児童を養育する父母又は養育者	市町村	○20歳未満 ○在宅であること ○父母又は養育者が受給
年金	障害基礎年金	年金の受給(年間) 1級 975,125 円※ 2級 780,100 円※	国民年金法施行令に基づく	市町村 各年金事務所	
医療費・助成等	沖縄県心身障害者扶養共済制度	障害者の保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることで、保護者に万一(死亡等)のことがあったとき、障害者に終身一定額の年金を支給する	条例で定める障害を有する者	各市 各福祉保健所	
	重度心身障害者医療費助成制度	医療費の自己負担額から一部負担金を控除した額を助成	A1・A2手帳所持者	市町村	○所得制限有 ○領収書の交付を受け市町村窓口 に申請
	更生医療の給付	障害が改善又は機能の維持が保たれる見込みのある場合、その医療費を給付		市町村	○18歳以上
	育成医療の給付	疾患等により将来において障害を残すおそれがあり、確実に治療効果を期待できる場合、その医療費を給付		各福祉保健所	○18歳未満
	精神通院医療費の給付	精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して病院又は診療所に入院しないで行われる医療費を給付	法令に基づき認定された者	市町村	
	精神障害者医療費特別公費負担	医療費の自己負担額から精神通院医療費の控除した額の給付	法令に基づき認定された者	市町村	
	生活保護の障害者加算	月あたり一定額加算される	A1・A2手帳所持者	各市 各福祉保健所	知的・精神障害者の場合は障害基礎年金の等級が判定基準として優先される
サービス等	介護給付費・訓練等給付費等	居宅介護、生活介護、施設入所支援、共同生活援助、就労移行支援、就労定着支援等の福祉サービスを提供	手帳所持は必須要件ではない	市町村	
	地域生活支援事業	県：専門性の高い相談支援事業等 市町村：相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業等		県 市町村	市町村及び都道府県が、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じ柔軟に行う事業
	補装具費	補装具の購入及び修理に要する費用の支給		市町村	○所得制限有

	制度	制度の概要	知的障害者	問い合わせ先	適用
割引・減免等	JR 旅客運賃割引	5 割引等	手帳所持者で各旅客鉄道株式会社で定めた者に該当する者とその介護者	各 JR	各旅客鉄道株式会社で定めた第1種と第2種があり、第2種は本人のみで片道100km超える場合
	ゆいレール	5 割引	手帳所持者	沖縄都市モノレール	
	航空運賃割引	割引	手帳所持者	各航空会社支店・営業所	
	旅客船運賃	割引	利用者・利用条件は船舶会社により異なります	各旅客船会社	
	バス運賃割引	5 割引等	手帳所持者	各バス会社	
	有料道路障害者割引制度	5 割引	A1・A2手帳所持者（本人以外が運転し、本人が同乗する場合）	NEXCO西日本 市町村	事前に市町村において、自動車の登録が必要
	NHK 放送受信料の全額免除	全額免除	手帳所持者がいる非課税世帯	NHK	
	NHK 放送受信料の半額免除	半額免除	契約者がA1・A2手帳所持者で世帯主	NHK	
	郵便料金の減免等	割安の制度等	知的障がいの程度が重い方	各郵便局	点字ゆうパック・心身障がい者用ゆうメール等多数有り
	タクシー運賃割引	1 割引	手帳所持者	各タクシー会社	
	携帯電話等割引	6～5 割引	手帳所持者	各携帯電話会社	ドコモハーティー割引 AUスマイルハート割引 ソフトバンク ハートフレンド割引
	県営住宅の申込	当選率の上昇	A1～B1手帳所持者	県住宅供給公社 県住宅課	
税金	選挙の郵便による投票	郵便等による不在者投票		各市町村選挙管理委員会	事前に証明書の交付を受ける必要がある
	所得税 所得税控除	所得控除	知的障害者と判定された者（手帳所持者）	各税務署	障害者控除と障害者特別控除がある
	住民税 所得税控除	所得控除	所得税に同じ	市町村	障害者控除と障害者特別控除がある
	自動車税等の減免	税の減免	A1・A2手帳所持者	沖縄県自動車税事務所	
	軽自動車税等の減免	税の減免	A1・A2手帳所持者	市町村	

上記以外にも、療育手帳の提示により、各市町村の公共施設や、映画館・ボーリング場、国立劇場、沖縄記念公園内施設の利用料の割引もあります。

上記表の問い合わせ先にある月額(※1)などは、全て令和元年度的那覇市のものです。
詳しくは各市町村福祉課までお問い合わせ下さい。

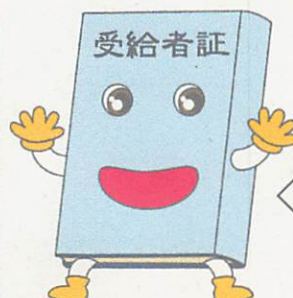
※申請時に必要なもの 諸手当、年金などの申請にあたって必要な書類として・・・

「住民用謄本」、「預金通帳（本人名義）」、「通帳印」、「健康保険証」、「療育手帳」または「身体者障害手帳」、「年金関係の証書」、代理人が申請する場合は「代理人の印鑑」などが必要。申請後3ヶ月程度で認定されます。詳しくは、各問合せ先にてご確認をお願いします。

7 在学中に使える福祉サービス

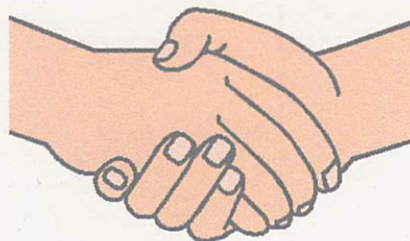
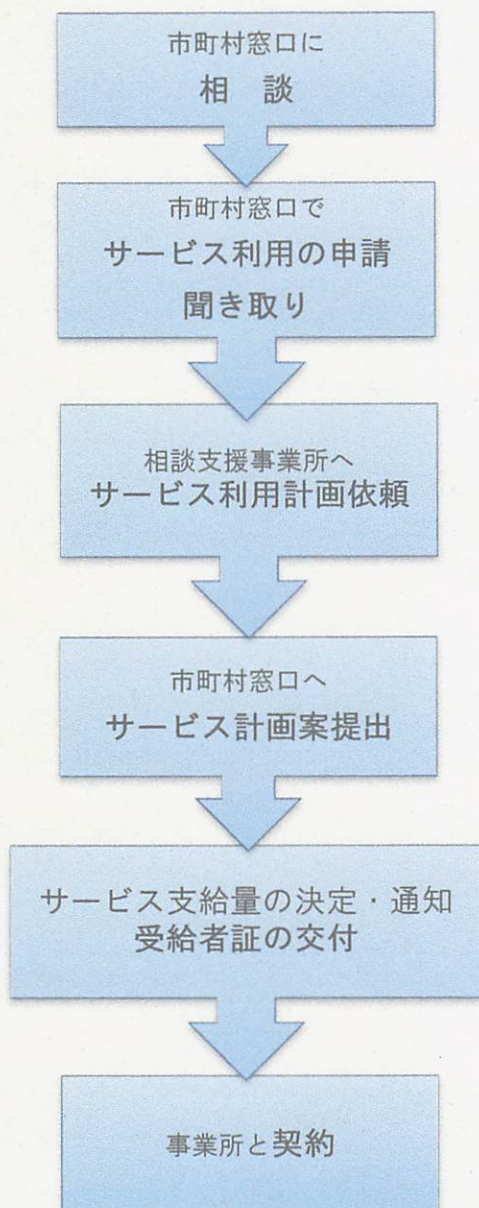
(1) サービスの種類：サービスの詳しい内容については(4)を参照ください。

- ★1 居宅介護
- ★2 行動援護
- ★3 同行援護
- ★4 ショートステイ（短期入所）
- ☆5 移動支援サービス(審査条件あり)
- ☆6 日中一時サービス
- ☆7 放課後等デイサービス
- ※上記★1～4、☆7は計画相談が必要となります。



必要です！！

(2) 利用方法：上記のサービスを利用するためには、「受給者証」が必要です。



(3) 補 足 ★印は、18歳になったら申請をし直す必要があります。

(4) 在学中に使えるサービスの詳細

以下のサービスは、中・重度の障害をもつ人が利用できます。サービスの種類は下記の通りたくさんあり、これらを組み合わせて併用することもできます。また、介護給付のサービスを受けるには、障害者認定区分1以上の支援区分認定が必要です。

【障害福祉サービス】

- ★1 居宅介護・・・ヘルパーが家にきて、身のまわりの手伝いをしてくれます。
(着替え、入浴、食事用意、掃除、洗濯の手伝いなど)
18才未満は支援区分なし。18才以上は支援区分1以上必要。
- ★2 行動援護・・・ヘルパーがついて、安心して外出や屋外活動できるよう支援します。
18才未満は支援区分なし。18才以上は支援区分3以上必要。
- ★3 短期入所（ショートステイ）・・・家族に用事などがある時などに、施設に短期間泊まる
ことができます。18才未満は支援区分なし。
18才以上は支援区分1以上必要。

【障害児通所支援サービス】

- ★4 放課後等デイサービス・・・放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上
のための訓練を行ない、学校（小1～高3）と協力して子供
の自立を促すとともに、放課後等の居場所作りを提供します。

【地域生活支援事業】

- ★5 移動支援サービス・・・ヘルパーが外出（余暇活動、通所、通学）する手伝いをし
てくれます。※浦添市以外は通学に使えません。

〈詳細〉 ①通所・通学移動支援…最大で46回利用（往復2×23）できる。
②社会生活上必要とされる移動支援…生活に必要な買い物、公的機関（役所等）での
手続き等の場合最大で1ヶ月10時間利用できる。
③余暇活動に関する移動支援…公園や近隣等の散策、映画、プールなどへ遊びに行く
際の支援として、最大で1ヶ月に20時間利用できる。

(注意) 支給量の決定には、本人の状態や様子、家族の支援（対応）状況の聞きとり調査等が
行われ、利用できるサービスの量が決まる。（支援区分なし）
- ★6 日中一時支援・・・障害者・児を一時的に預かり、日中の活動の場を提供します。
(支援区分なし)

上記サービスは市町村判断で提供しているものです。

詳しくは、各市町村の福祉課にお問い合わせ下さい。

他にも「地域活動支援センター」「日常生活用具給付制度」「訪問入浴サービス」「相談支援事業」
などのサービスもあります。

資料編



関係機関・福祉サービス事業所一覧

【那覇市・浦添市・宜野湾市・西原町 中城村・北中城村・南風原町】

- 那覇市 P2～6
- 浦添市 P7～8
- 宜野湾市 P9～10
- 西原町 P11

- 中城村・北中城村 P12
- 南風原町 P13



障害福祉サービスの内容についてはP18をご覧ください。

市町村によっては、項目に記載されているサービスがない場合もあります。

浦添市、宜野湾市、那覇市、西原町、中城村、北中城村、南風原町以外の市町村の福祉サービス事業所情報が必要な際は進路に問い合わせいただくか、または以下のHPで検索ください。

最新の情報やサービス内容などは

- WAM NET(ワムネット) <http://www.wam.go.jp>

または、

- 沖縄県HP

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/shogaifukushi/old/20738.html>

で検索することができます。



関係機関一覧

名 称	所 在 地	電話番号	事 業 内 容
沖縄公共職業安定所 (ハローワーク沖縄 *専門援助部門)	那覇市おもろ町 1-3-25 (ハローワーク那覇 3F)	866-8609	◎就職に関する相談、情報提供、 ◎助成金制度 ◎雇用保険等
沖縄障害者職業センター	那覇市おもろ町 1-3-25 (ハローワーク那覇 5F)	861-1254	◎職業相談・職業評価 (就職前の実習、訓練等) ・ワークトレーニング→職務施行 (実習) ・ジョブ・コーチ派遣事業 ◎職場復帰・雇用継続支援
南部地区障がい者就 業・生活支援センター ブリッジ	糸満市字阿波根 1556-1 豊ビル 202	996-2805	◎一般就労を希望されている方、若しくは既に一般就労されている方の支援や相談
就業・生活支援センター かるにあ	浦添市前田 1004-9 (2 階)	871-3456	◎就職を希望する障がい者や在職中の障がい者が抱える課題に応じて就業面や生活面を支援
地域生活支援センター Enjoy (エンジョイ)	浦添市前田 1004-9	877-0552	◎地域で生活していくうえで困っている事や必要なこと、やりたい事などに関する相談と支援
沖縄県中央児童相談所	那覇市首里石嶺町 4-404-2	886-2900	◎18 歳未満の児童生徒を対象に、いじめ、非行、不登校に関する相談。児童虐待や障害に関する相談。 ◎18 歳未満の知的障害児の療育手帳交付、再交付、期限切れの際の更新に関する判定や療育に関する指導。
沖縄県身体・知的障害者 更生相談所	那覇市首里石嶺町 4-385-1	886-2241	◎18 歳以上の知的障害者の生活、職業、医療の相談。職能判定を実施。必要な指導を行う。 ◎18 歳以上の知的障害者の療育手帳の交付、再交付、更新など。
障害者 110 番 (沖縄県身体障害者福祉協会)	八重瀬町字仲座 1038-1 (沖縄県障害者社会参加推進センター内)	851-3910	◎障害者及びその家族の抱える心配事および権利擁護や財産に対する侵害などの相談に対処する・常設の総合相談窓口。受付時間 9:00~17:00 (月~金)

【各市町村の福祉課窓口】

市町村名	所 在 地	担 当 窓 口	電 話
宜野湾市	宜野湾市野嵩 1-1-1	障がい福祉課	893-4411 (代)
浦添市	浦添市安波茶 1-1-1	障がい福祉課	876-1234 (代)
那覇市	那覇市泉崎 1-1-1	障がい福祉課	867-0111 (代)
西原町	西原町字与那城 140 番地の 1	福祉課	945-5011 (代)
中城村	中城村字当間 176 番地	福祉課	895-2131 (代)

各施設とサービス一覧（南風原町）

訓練の為のサービス				
No	名称	住所	電話番号	サービス種類
1	てるしのワークセンター	沖縄県島尻郡南風原町宮平206-1	098-889-4011	就労移行支援（一般型）
2	複合施設新川の杜 就労支援いじゅの木	沖縄県島尻郡南風原町字新川507番2	098-888-5588	就労移行支援（一般型）
3	ワークプラザ南風	沖縄県島尻郡南風原町宮平540	098-889-4878	就労継続支援（B型）
4	てるしのワークセンター	沖縄県島尻郡南風原町宮平206-1	098-889-4011	就労継続支援（B型）
5	就労継続支援事業所 かすりくらぶ	沖縄県島尻郡南風原町兼城393番地 東マンション2・102号室	098-888-1058	就労継続支援（B型）
6	就労継続支援事業所 のぞみの里	沖縄県島尻郡南風原町宮城264	098-888-5102	就労継続支援（B型）
7	福祉事業所 はんどinはんど	沖縄県島尻郡南風原町照屋1番地	098-888-3224	就労継続支援（B型）
8	指定障害福祉サービス事業所 大名の丘	沖縄県島尻郡南風原町大名48-1	098-888-4516	就労継続支援（B型）
9	就労継続支援B型事業所 光の郷 ゆらていく	沖縄県島尻郡南風原町兼城329番地	098-987-1747	就労継続支援（B型）
10	就労支援センターこくば	沖縄県島尻郡南風原町照屋240番地1	098-987-1606	就労継続支援（B型）
11	就労支援センターあいこ南風原	沖縄県島尻郡南風原町津嘉山444-6 1階	098-953-6228	就労継続支援（B型）
12	スーパーチャレンジセンターミライ はえばる	沖縄県島尻郡南風原町津嘉山1161-1 マンションモダン1階	098-851-7373	就労継続支援（B型）
13	複合施設新川の杜 就労支援いじゅの木	沖縄県島尻郡南風原町字新川507番2	098-888-5588	就労継続支援（B型）
14	就労継続支援B型事業所 チャレンジドこむぎ	沖縄県島尻郡南風原町兼城263-23	098-955-3029	就労継続支援（B型）
15	指定障害福祉サービス事業所 大名の丘	沖縄県島尻郡南風原町大名48-1	098-888-4516	自立訓練（生活訓練）
16	てるしのワークセンター	沖縄県島尻郡南風原町宮平206-1	098-889-4011	就労定着支援
17	複合施設新川の杜 就労支援いじゅの木	沖縄県島尻郡南風原町字新川507番2	098-888-5588	就労定着支援

生活支援				
No	名称	住所	電話番号	サービス種類
1	沖縄中央育成園 生活支援センター	沖縄県島尻郡南風原町字宮平548-1	098-889-2856	生活介護
2	障害福祉サービスセンターひろぎ	沖縄県島尻郡南風原町喜屋武181番地	098-882-7853	生活介護
3	よもぎ学園	沖縄県島尻郡南風原町宮平550	098-889-6011	生活介護
4	沖縄中央育成園あおぞら荘	沖縄県島尻郡南風原町宮平548-1	098-889-4100	生活介護
5	沖縄中央育成園あさひ寮	沖縄県島尻郡南風原町宮平548-1	098-889-4100	生活介護
6	よもぎ学園	沖縄県島尻郡南風原町宮平550	098-889-6011	短期入所
7	沖縄中央育成園あおぞら荘	沖縄県島尻郡南風原町宮平548-1	098-889-4100	短期入所
8	沖縄中央育成園あさひ寮	沖縄県島尻郡南風原町宮平548-1	098-889-4100	短期入所
9	複合施設新川の杜 短期入所いじゅの木	沖縄県島尻郡南風原町新川507番2	098-888-5588	短期入所

住まいの場				
No	名称	住所	電話番号	サービス種類
1	はくあいの園	沖縄県島尻郡南風原町字新川452-1	098-889-4830	共同生活援助
2	美南風	沖縄県島尻郡南風原町字宮平546-8	098-888-1353	共同生活援助
3	指定障害福祉サービス事業所 大名の丘	沖縄県島尻郡南風原町大名48-1	098-888-4516	共同生活援助
4	グループホーム愛さ	沖縄県島尻郡南風原町本部434-11	098-889-1388	共同生活援助
5	GH Common's	沖縄県島尻郡南風原町宮平746番地 GH Common's	090-8001-7408	共同生活援助
6	共同生活援助ラ・ポーズ	沖縄県島尻郡南風原町津嘉山652番地2 2F	050-1327-4883	共同生活援助
7	グループホーム うみ	沖縄県島尻郡南風原町新川94番	098-894-6550	共同生活援助
8	複合施設新川の杜 いじゅの木荘	沖縄県島尻郡南風原町新川507番2	098-943-1228	共同生活援助
9	よもぎ学園	沖縄県島尻郡南風原町宮平550	098-889-6011	施設入所支援
10	沖縄中央育成園あおぞら荘	沖縄県島尻郡南風原町宮平548-1	098-889-4100	施設入所支援
11	沖縄中央育成園あさひ寮	沖縄県島尻郡南風原町宮平548-1	098-889-4100	施設入所支援

外出支援				
No	名称	住所	電話番号	サービス種類
1	ヘルパーステーションかなさ	沖縄県島尻郡南風原町照屋253-6 東宝ビル19 102号	098-987-1925	行動援護
2	O E N訪問介護ステーション	沖縄県島尻郡南風原町津嘉山1102-1 GHM II 303号室	098-835-6922	行動援護
3	ヘルパーステーションかなさ	沖縄県島尻郡南風原町照屋253-6 東宝ビル19 102号	098-987-1925	同行援護
4	ケアセンター野の花	沖縄県島尻郡南風原町兼城263-23	098-889-3184	同行援護
5	訪問介護はっぴー	沖縄県島尻郡南風原町照屋299番地1 桃テラス102号室	098-882-6170	同行援護
6	O E N訪問介護ステーション	沖縄県島尻郡南風原町津嘉山1102-1 GHM II 303号室	098-835-6922	同行援護
7	訪問介護事業所 楓	沖縄県島尻郡南風原町宮平451-21	098-889-2948	同行援護

その他				
No	名称	住所	電話番号	サービス種類
1	障がい者相談支援センターりんく	沖縄県島尻郡南風原町宮平580-11 コーポゆたか103号室	098-889-7835	地域定着支援・地域移行支援
2	社会福祉法人 南風原町社会福祉協議会 指定一般相談支援事業所	沖縄県島尻郡南風原町宮平697番地10 南風原町総合保健福祉防犯センター	098-889-3213	地域定着支援・地域移行支援